

③

所得税額の控除に関する明細書

事業年度	・ ・	法人名	
------	--------	-----	--

御注意

「1」から「5」までの「②」及び「③」の各欄並びに「8」、「14」及び「21」の各欄は、法人の各事業年度において、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第33条第2項の規定の適用がある場合には、同項の規定により所得税額とみなされる復興特別所得税の額を含めて記載します。

区 分		収 入 金 額		①について課される 所 得 税 額		②のうち控除を受ける 所 得 税 額		
		①		②		③		
公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託の収益の分配並びに特定目的信託の社債的受益権の金銭の分配	1	円		円		円		
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）	2							
集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配	3							
割 引 債 の 償 還 差 益	4							
そ の 他	5							
計	6							
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）、集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算								
個別法による場合	銘 柄	収 入 金 額	所 得 税 額	配 当 等 の 計 算 期 間	(9)のうち元本 所 有 期 間	所 有 期 間 割 合 (10) (9) (小数点以下3 位未満切上げ)	控 除 を 受 け る 所 得 税 額 (8) × (11)	
		7	8	9	10	11	12	
		円	円	月	月		円	
銘柄別簡便法による場合	銘 柄	収 入 金 額	所 得 税 額	配当等の計算 期末の所有 元 本 数 等	配当等の計算 期首の所有 元 本 数 等	$\frac{(15)-(16)}{2}$ 又は $\frac{(16)}{2}$ （マイナスの 場合は0）	所有元本割合 $\frac{(16)+(17)}{(15)}$ (小数点以下3位未満切上げ) (1を超える場合は1)	控 除 を 受 け る 所 得 税 額 (14) × (18)
		13	14	15	16	17	18	19
		円	円					円
そ の 他 に 係 る 控 除 を 受 け る 所 得 税 額 の 明 細								
支 払 者 の 氏 名 又 は 法 人 名	支 払 者 の 住 所 又 は 所 在 地	支 払 を 受 け た 年 月 日	収 入 金 額		控 除 を 受 け る 所 得 税 額		参 考	
			20		21			
		平 ・・	円		円			
		平 ・・						
		平 ・・						
		平 ・・						
		平 ・・						
計								

控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	()
----------------------	------------------	-----	-----

別表六(四) 平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

国		名	1						
所得の種類			2						
税種目			3						
納付確定日（納付すべき日） 又は納付日			4	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
源泉・申告・賦課の区分			5	源・申・賦	源・申・賦	源・申・賦	源・申・賦	源・申・賦	
事業年度又は計算期間			6	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	
納付外国法人税額	課税標準		7						
	税率（％）		8						
	税額 (7)×(8)		9						
	税額控除額		10						
	納付すべき税額 (9)－(10)		11						
みなし納付外国法人税額	みなし納付の基礎となる条約及び相手国の法令の根拠規定		12						
	(12)とした場合の適用がなないも税額の額	課税標準	13						
		税率（％）	14						
		税額 (13)×(14)	15						
		税額控除額	16						
		納付すべき税額 (15)－(16)	17						
	納付したとみなされる外国法人税額 (17)－(11)		18						
個別控除対象外国法人税額又は額	外国法人税額の合計 (11)＋(18)		19						
	控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額（(7)又は(13)×35％と(19)のうち少ない金額）		20						
	納付分	(11)と(20)のうち少ない金額	21	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	
	みなし分	(20)－(21)	22	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	
外国法人税額が異動した場合	納付分	増額又は減額前の事業年度又は連結事業年度の(21)の金額	23						
		(21)≥(23)の場合 (21)－(23)	24	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	
		(21)<(23)の場合 (23)－(21)	25	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	
	みなし分	増額又は減額前の事業年度又は連結事業年度の(22)の金額	26						
		(22)≥(26)の場合 (22)－(26)	27	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	
		(22)<(26)の場合 (26)－(22)	28	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	
納付した控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額（(21)欄又は(24)欄の合計）			29	円		減額された納付控除対象外国法人税額又は個別納付控除対象外国法人税額（(25)欄の合計）	31	円	
納付したとみなされる控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額（(22)欄又は(27)欄の合計）			30	円		減額されたみなし納付控除対象外国法人税額又はみなし納付個別控除対象外国法人税額（(28)欄の合計）	32	円	

利子等に係る控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額等に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・ ・	法人名	()
--------------	--------	-----	-----

別表六(五) 平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

利子等に係る控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額に関する明細																		
国名		1																
税種		2																
納付確定日又は納付日		3	・	・	・	・	・	・	・									
納付人 外国税額	課税標準(収入金額)	4																
	税率(%)	5																
	税額 (4)×(5)	6																
納付したとみなされる 外国法人税額	みなし納付の基礎となる条約及び相手国の法令の根拠規定	7																
	上記(7)の規定の適用がないものとした場合の外国法人税額 (4)×税率	8	()	()	()	()	()	()	()									
	みなし納付外国法人税額 (8)－(6)	9																
控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (12)欄の合計	外国法人税額の合計 (6)＋(9)	10																
	控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (4)×(10%又は15%)と(10)のうち少ない金額	11																
	(6)と(11)のうち少ない金額	12	()	()	()	()	()	()	()									
	(11)－(12)	13	()	()	()	()	()	()	()									
	納付した控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (12)欄の合計	14							円									
納付したとみなされる控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (13)欄の合計		15																
所得率の計算																		
事業年度又は連結事業年度	所得金額仮計又は個別所得金額仮計 (別表八(二)「26」 +別表十七(三)の四「27」の計)	16	受取配当等の益金不算入額又は受取配当等の益金不算入額の個別帰属額 (別表八(一)「13」若しくは「26」又は別表八の二「表1」)	17	外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「26」 +別表十七(三)の四「27」の計)	18	外国子会社から受ける剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の損金不算入額	19	被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額	20	控除所得税額又は控除所得税額の個別帰属額 (別表六(一)「6」の③又は別表六の二(一)「22」)	21	損金算入外国法人税額又は損金算入外国法人税額の個別帰属額	22	調整所得金額又は調整個別所得金額 (16)＋(17)＋(18)－(19)＋(20)＋(21)＋(22) (マイナスの場合は0)	23	総収入金額等	24
	25																	
・	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
・																		
・																		
・																		
・																		
・																		
当期分																		
計																		
所得率 (23の計)/(24の計)	25																	%

特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書				事業年度	・ ・	法人名		
特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否							可	
平成30年4月1日前に開始した事業年度の場合、 別表六(二十九)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は 中小企業者若しくは農業協同組合等である場合								
特 別 試 験 研 究 費 の 額 (13の計)		1	円	調 整 前 法 人 税 額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一 (三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)		6	円	
控 除 対 象 済 特 別 試 験 研 究 費 の 額 (別表六(六)「3」)又は(別表六(七)「3」)		2		当 期 税 額 基 準 額 $(6) \times \frac{5}{100}$		7		
差 引 対 象 特 別 試 験 研 究 費 の 額 (1) - (2)		3		当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((5)と(7)のうち少ない金額)		8		
同上のうち税額控除割合が30%である 試験研究に係る特別試験研究費の額 ((3)と(14)のうち少ない金額)		4		調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(二十八)「7の③」)		9		
特 別 研 究 税 額 控 除 限 度 額 $(4) \times \frac{30}{100} + ((3) - (4)) \times \frac{20}{100}$		5		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (8) - (9)		10		
特 別 試 験 研 究 費 の 額 の 明 細								
措法第42条の4第6項 各 号 の 該 当 号		特 別 試 験 研 究 の 内 容			特 別 試 験 研 究 費 の 額			
11		12			13			
第 1 号・第 2 号					円			
第 1 号・第 2 号								
第 1 号・第 2 号								
第 1 号・第 2 号								
第 1 号・第 2 号								
計								
同上のうち(11)が第1号である試験研究に係る特別試験研究費の額		14						

【御注意】
2 1 「特定税額控除規定の適用可否」欄の括弧書のいずれかに該当する場合に限り、この制度の適用を受けることができます。
資本金、出資金、剰余金の総額又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されているものについては、「特定税額控除規定の適用可否」欄の中小企業者に含まれませんので、御注意ください。(裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。)

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・ ・ ・ ・		法人名				
旧措法第42条の5第1項各号の該当号	1	第 号	第 号	第 号	第 号		
事業種目	2						
資産区分	種類	3					
	構造、設備の種類又は区分	4					
	細目	5					
	取得年月日	6	・ ・	・ ・	・ ・		
	事業の用に供した年月日	7	・ ・	・ ・	・ ・		
取得価額	取得価額又は製作価額	8	円	円	円		
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9					
	差引改定取得価額(8)－(9)	10					
法人税額の特別控除額の計算							
当期分	取得価額の合計額(10の合計)	11	円	前期繰越	差引当期税額基準額残額(14)－(15)	18	円
	税額控除限度額(11)× $\frac{7}{100}$	12			繰越税額控除限度超過額(24の計)	19	
	調整前法人税額(別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	13			同上のうち当期繰越税額控除可能額(18)と(19)のうち少ない金額)	20	
	当期税額基準額(13)× $\frac{20}{100}$	14			調整前法人税額超過構成額(別表六(二十八)「7の㉔」)	21	
	当期税額控除可能額(12)と(14)のうち少ない金額)	15			当期繰越税額控除額(20)－(21)	22	
	調整前法人税額超過構成額(別表六(二十八)「7の㉔」)	16			法人税額の特別控除額(17)＋(22)	23	
	当期税額控除額(15)－(16)	17					
	翌期繰越税額控除限度超過額の計算						
事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額(24)－(25)				
・ ・ ・ ・	24	25	26				
・ ・ ・ ・	円	円					
・ ・ ・ ・			外 円				
計		(20)					
当期分	(12)	(15)	外				
合計							
機械設備等の概要							

御注意

1 資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されているものについては、この制度の適用がありませんので御注意ください(裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。)

2 エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得等に充てるための国又は地方公共団体の補助金等をもって取得等をしたものについては、この制度の適用がありませんので御注意ください。

中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・ ・	法人名	
------	--------	-----	--

御注意

21 資本金の額又は出資金の額が三千万円を超える中小企業者が取得又は製作した特定機械装置等については、この制度の適用がありませんので御注意ください。
(裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。)

措法第42条の6第1項各号の該当号		1	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
事業種目		2					
資産区分	種類	3					
	機械装置等の名称	4					
	取得年月日	5	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	指定事業の用に供した年月日	6	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取得価額	取得価額又は製作価額	7	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	8					
	差引改定取得価額 (7)-(8)又は((7)-(8))× $\frac{75}{100}$	9					
法人税額の特別控除額の計算							
当期分	取得価額の合計額 (9の合計)	10	円	前期繰越	差引当期税額基準額残額 (13)-(14)-(別表六(二十一) 「14」-(別表六(二十二) 「15」)	17	円
	税額控除限度額 (10)× $\frac{7}{100}$	11	繰越税額控除限度超過額 (23の計)		18		
	調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」 又は別表一の三「2」若しくは「13」)	12	同上のうち当期繰越税額控除可能額 (17)と(18)のうち少ない金額)		19		
	当期税額基準額 (12)× $\frac{20}{100}$	13	調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十八)「7の⑥」)		20		
	当期税額控除可能額 (11)と(13)のうち少ない金額)	14	当期繰越税額控除額 (19)-(20)		21		
	調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十八)「7の⑦」)	15	法人税額の特別控除額 (16)+(21)		22		
	当期税額控除額 (14)-(15)	16					
翌期繰越税額控除限度超過額の計算							
事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は 当期税額控除限度額	当期控除可能額		翌期繰越額 (23)-(24)			
	23	24		25			
・ ・	円	円					
・ ・				外		円	
計		(19)					
当期分	(11)	(14)		外			
合計							
機械装置等の概要							

沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名					
措法第42条の9第1項の表の各号の該当号	1	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号		
事業種目	2							
資産区分	種類	3						
	構造、設備の種類又は区分	4						
	細目	5						
	取得年月日	6	・	・	・	・		
	事業の用に供した年月日	7	・	・	・	・		
取得価額	取得価額又は製作価額	8	円	円	円	円		
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9						
	差引改定取得価額(8)－(9)	10						
法人税額の特別控除額の計算								
当期分	取得価額の合計額(10の合計)	11	円	前期繰越	差引当期税額基準額残額(15)－(16)	19	円	
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	12			繰越分	繰越税額控除限度超過額(25の計)	20	
	税額控除限度額 $((11)-(12)) \times \frac{15}{100} + (12) \times \frac{8}{100}$	13				同上のうち当期繰越税額控除可能額(19)と(20)のうち少ない金額	21	
	調整前法人税額(別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	14				調整前法人税額超過構成額(別表六(二十八)「7の⑧」)	22	
	当期税額基準額 $(14) \times \frac{20}{100}$	15			当期繰越税額控除額(21)－(22)	23		
	当期税額控除可能額(13)と(15)のうち少ない金額	16			法人税額の特別控除額(18)＋(23)	24		
	調整前法人税額超過構成額(別表六(二十八)「7の⑨」)	17						
	当期税額控除額(16)－(17)	18						
翌期繰越税額控除限度超過額の計算								
事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額		当期控除可能額	翌期繰越額(25)－(26)				
・	25		26	27				
・	円		円	外 円				
・				外				
・				外				
・				外				
・				外				
・				外				
・				外				
・				外				
計			(21)					
当期分	(13)		(16)	外				
合計								
機 械 設 備 等 の 概 要								

地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度		・ ・ ・ ・		法人名			
地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた日		1	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
計画の区分及び事業実施地域		2	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型
資産区分	種類	3					
	構造又は区分	4					
	細目	5					
	取得年月日	6	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	事業の用に供した年月日	7	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取得価額	取得価額	8	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9					
	差引改定取得価額 (8)－(9)	10					
法人税額の特別控除額の計算							
取得価額の合計額 (10)の合計		11	円	当期税額基準額 $(14) \times \frac{20}{100}$		15	円
同上のうち移転型計画に係る額		12		当期税額控除可能額 (13)と(15)のうち少ない金額		16	
税額控除限度額 $((11)-(12)) \times \frac{4}{100} + (12) \times \frac{7}{100}$		13		調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十八)「7の⑬」)		17	
調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」)		14		法人税額の特別控除額 (16)－(17)		18	
建物等の概要							

別表六(十八)

平三十・四・一以後終了事業年度分

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度			法人名	
円			円	
特定寄附金の額の合計額 (19の計)	1	住民税額の計算の基礎となる法人税額の計算	調整前法人税額 (6)	11
税額控除基準額 $(1) \times \frac{20}{100}$	2		法人税額調整加算額 (別表一(一)「7」、別表一(二)「7」又は別表一(三)「7」)+別表六(三十)「31」)	12
差引税額控除基準額残額 (2)-(18)	3		法人税額 中小企業者等以外の法人 (別表六(十一)「15」+「20」)+(別表六(十二)「15」+別表六(十三)「14」+「19」)+別表六(十四)「16」+「21」)+(別表六(二十一)「14」+「19」)+(別表六(二十二)「15」+「20」)+(別表六(二十六)「20」+「25」)+別表六(二十七)「10」)	13
特定寄附金基準額 $(1) \times \frac{10}{100}$	4		中小企業者等 (別表六(七)「16」+別表六(八)「8」+別表六(九)「10」+別表六(十一)「15」+「20」)+別表六(十二)「15」+別表六(十三)「14」+「19」)+(別表六(十四)「16」+「21」)+別表六(十七)「16」+別表六(十八)「16」+(別表六(十九)「12」+「36」+「46」)+(別表六(二十一)「14」+「19」)+(別表六(二十二)「15」+「20」)+別表六(二十三)「38」+別表六(二十四)「19」+別表六(二十五)「20」+(別表六(二十六)「20」+「25」)+別表六(二十七)「10」)	14
税額控除限度額 (3)と(4)のうち少ない金額)	5			
調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	6			
当期税額基準額 $(6) \times \frac{5}{100}$	7		仮計 (11)+(12)-((13)又は(14))	15
当期税額控除可能額 (5)と(7)のうち少ない金額)	8		控除対象個別帰属調整額等	16
調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十八)「7の⑰」)	9		住民税額控除額の計算の基礎となる法人税額 (15)-(16) ((12)>((15)-(16))の場合は(12))	17
法人税額の特別控除額 (8)-(9)	10		住民税額控除額 $(17) \times \frac{2.58 \text{又は} 1.4}{100}$	18
特定寄附金に関する明細				
寄附した年月日	寄附先	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の内容	特定寄附金の額	
			19	
・			円	
・				
・				
計				

別表六(二十) 平三十・四・一以後終了事業年度分

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・ ・	法人名							
経営の改善に関する指導及び助言を受けた認定経営革新等支援機関等の名称				1					
事業種目				2					
資産区分	種類		3						
	設備の名称		4						
	取得年月日		5	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
	指定事業の用に供した年月日		6	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
取得価額	取得価額又は製作価額		7	円	円	円	円	円	
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額		8						
	差引改定取得価額(7)-(8)		9						
法人税額の特別控除額の計算									
当期分	取得価額の合計額(9の合計)		10	円	前期繰越	差引当期税額基準額残額(13)-(14)-(別表六(十三)「19」)-(別表六(二十二)「15」)	17	円	
	税額控除限度額(10)× $\frac{7}{100}$		11	繰越税額控除限度超過額(23の計)		18			
	調整前法人税額(別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)		12	同上のうち当期繰越税額控除可能額(17)と(18)のうち少ない金額)		19			
	当期税額基準額(12)× $\frac{20}{100}$ -(別表六(十三)「14」)		13	繰越分	調整前法人税額超過構成額(別表六(二十八)「7の⑱」)	20			
	当期税額控除可能額(11)と(13)のうち少ない金額)		14		当期繰越税額控除額(19)-(20)	21			
	調整前法人税額超過構成額(別表六(二十八)「7の⑱」)		15		法人税額の特別控除額(16)+(21)	22			
	当期税額控除額(14)-(15)		16						
	翌期繰越税額控除限度超過額の計算								
事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額(23)-(24)						
	23	24	25						
・ ・ ・ ・	円	円							
計		(19)		外					円
当期分	(11)	(14)	外						
合計									
設備の概要									

【御注意】 資本金の額又は出資金の額が三千万円を超える法人（中小企業等協同組合等を除きます。）であつても、その発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている場合には、この制度の適用がありません。なお、資本金の額又は出資金の額が三千万円以下の法人（中小企業等協同組合等を除きます。）にあっては、この制度の適用があります。この制度の適用がある場合には、この制度の適用がある旨を裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・ ・	法人名	
------	--------	-----	--

別表六(十二) 平三十・四・一以後終了事業年度分

御注意

の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されているものについては、この制度の適用がありませんので御注意ください(裏面)。

事業種目	1					
資産	2					
設備の種類又は区分	3					
細目	4					
取得年月日	5	・	・	・	・	・
指定事業の用に供した年月日	6	・	・	・	・	・
取得価額又は製作価額	7	円	円	円	円	円
法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	8					
差引改定取得価額(7)-(8)	9					
法人税額の特別控除額の計算						
取得価額の合計額((9)の合計)	10	円	前期繰越	差引当期税額基準額残額(14)-(15)-(別表六(十三)「19」)-(別表六(二十一)「19」)	18	円
同上のうち特定中小企業者等に係る額	11			繰越税額控除限度超過額(24の計)	19	
税額控除限度額 $((10)-(11)) \times \frac{7}{100} + (11) \times \frac{10}{100}$	12			同上のうち当期繰越税額控除可能額((18)と(19)のうち少ない金額)	20	
調整前法人税額(別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	13			調整前法人税額超過構成額(別表六(二十八)「7の㉔」)	21	
当期税額基準額 $(13) \times \frac{20}{100} - (別表六(十三)「14」) - (別表六(二十一)「14」)$	14			当期繰越税額控除額(20)-(21)	22	
当期税額控除可能額((12)と(14)のうち少ない金額)	15			法人税額の特別控除額(17)+(22)	23	
調整前法人税額超過構成額(別表六(二十八)「7の㉔」)	16					
当期税額控除額(15)-(16)	17					
翌期繰越税額控除限度超過額の計算						
事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額		当期控除可能額	翌期繰越額(24)-(25)		
	24		25	26		
・ ・ ・	円		円	外円		
・ ・ ・						
計			(20)			
当期分	(12)		(15)	外		
合計						
機械設備等の概要						

復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除、企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除又は避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・ ・	法人名	
------	--------	-----	--

別表六(二十六)

平三十・四・一以後終了事業年度分

税額控除に関する規定の該当条		1	震災特例法第17条の2・震災特例法第17条の2の2・震災特例法第17条の2の3				
事業の内容及び認定地方公共団体の名称等、提出企業立地促進計画の提出のあった日等又は避難等指示が解除された日等		2					
資産区分	種類	3					
	構造、設備の種類又は区分	4					
	細目	5					
	取得年月日	6	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	事業の用に供した年月日	7	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取得価額	取得価額又は製作価額	8	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9					
	差引改定取得価額(8)－(9)	10					
法人税額の特別控除額の計算							
当期分	(10)のうち10%又は6%適用資産の取得価額の合計額	11	円	当期分	当期税額控除可能額(17)と(19)のうち少ない金額	20	円
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	12			調整前法人税額超過構成額(別表六(二十八)「7の㉔」)	21	
	(11)の資産以外の資産の取得価額の合計額(10の合計)－(11)	13			当期税額控除額(20)－(21)	22	
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	14		前期繰越	差引当期税額基準額残額(19)－(20)	23	
	税度額額 $(11)-(12) \times \frac{10}{100} + (12) \times \frac{6}{100}$	15			繰越税額控除限度超過額(29の計)	24	
	税度額額 $(13)-(14) \times \frac{15}{100} + (14) \times \frac{8}{100}$	16			同上のうち当期繰越税額控除可能額(23)と(24)のうち少ない金額	25	
	税額控除限度額(15)＋(16)	17			調整前法人税額超過構成額(別表六(二十八)「7の㉔」)	26	
	調整前法人税額(別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一(三)「3」若しくは「13」)	18			当期繰越税額控除額(25)－(26)	27	
	当期税額基準額(18)× $\frac{20}{100}$	19			法人税額の特別控除額(22)＋(27)	28	
	翌期繰越税額控除限度超過額の計算						
事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額(29)－(30)				
	29	30	31				
・ ・	円	円					
・ ・			外 円				
・ ・			外				
・ ・			外				
・ ・			外				
・ ・			外				
・ ・			外				
・ ・			外				
計		(25)					
当期分	(17)	(20)	外				
合計							
機械設備等の概要							

リース資産の使用状況等に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度・ ・
・ ・

法人名

()

別表六(三十一)

平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

各事業年度又は各連結事業年度において控除した法人税額の特別控除額等の明細

旧租税特別措置法適用条項	1						
事業年度又は連結事業年度	2	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・
総調整前連結税額基準額	3	円	円	円	円	円	円
税額基準額又は個別帰属額基準額	4						
税額 の 特別 控除 額	取得に係るもの	5					
	リースに係るもの	6					
	前期繰越分に係るもの	7					
	計 (5)+(6)+(7)	8					
翌期に繰り越された繰越税額控除限度超過額	取得に係るもの	9					
	リースに係るもの	10					
	計 (9)+(10)	11					

リース資産の明細

供用年度	12	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・
資産の名称	13					
賃借年月日	14	昭平 ・ ・	昭平 ・ ・	昭平 ・ ・	昭平 ・ ・	昭平 ・ ・
事業の用に供した年月日	15	昭平 ・ ・	昭平 ・ ・	昭平 ・ ・	昭平 ・ ・	昭平 ・ ・
リース契約終了年月日	16	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・
リース契約期間の月数	17	月	月	月	月	月
リース費用の総額	18	円	円	円	円	円
リース料（月額）	19					
当期において使用した期間	20	月	月	月	月	月
当期において支払うリース料	21	円	円	円	円	円
当期において事業の用に供しなくなった年月日	22	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・
使用の状況	23					
事業の用に供しなくなった事由	24					

連結事業年度における所得税額の控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法 人 名	()
----------------------------	------------------	-------	-----

御注意

「1」から「5」までの「②」及び「③」の各欄、「8」、「14」及び「21」並びに「23」、「24」及び「26」の各欄は、連結法人の各連結事業年度において、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第33条第2項の規定の適用がある場合には、同項の規定により所得税額とみなされる復興特別所得税の額を含めて記載します。

区 分		収 入 金 額		①について課される 所 得 税 額		②のうち控除を受ける 所 得 税 額	
		①		②		③	
公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託の収益の分配並びに特定目的信託の社債的受益権の金銭の分配	1	円		円		円	
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）	2						
集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配	3						
割 引 債 の 償 還 差 益	4						
そ の 他	5						
計	6						
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）、集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算							
個 別 法 人 に よ る 場 合	銘 柄	収 入 金 額	所 得 税 額	配 当 等 の 計 算 期 間	(9)のうち元本 所 有 期 間	所 有 期 間 割 合 $\frac{(10)}{(9)}$ （小数点以下3 位未満切上げ）	控 除 を 受 け る 所 得 税 額 (8) × (11)
		7	8	9	10	11	12
		円	円	月	月		円
銘 柄 別 簡 便 法 に よ る 場 合	銘 柄	各連結法人の 収 入 金 額 の 合 計	各連結法人の 所 得 税 額 の 合 計	各連結法人の 配当等の計算 期末の所有元 本数等の合計	$\frac{(15)-(16)}{2}$ 又は12 （マイナスの 場 合 は 0）	所有元本割合 $\frac{(16)+(17)}{(15)}$ （小数点以下3位未満切上げ） （1を超える場合は1）	控 除 を 受 け る 所 得 税 額 (14) × (18)
		13	14	15	16	17	18
		円	円				円
そ の 他 に 係 る 控 除 を 受 け る 所 得 税 額 の 明 細							
支 払 者 の 氏 名 又 は 法 人 名		支 払 者 の 住 所 又 は 所 在 地		収 入 金 額		控 除 を 受 け る 所 得 税 額	参 考
				20		21	
				円		円	
				平 ・・			
				平 ・・			
				平 ・・			
計							
個 別 帰 属 額 の 計 算							
連 結 法 人 名				個 別 帰 属 額 (23の計) + (25の計) + (26の計)		22	円
銘 柄 等	配 当 等 に 係 る 控 除 を 受 け る 所 得 税 額			配 当 等 以 外 に 係 る 控 除 を 受 け る 所 得 税 額 の うち 当 該 連 結 法 人 に 帰 せ ら れ る 所 得 税 額			
	個 別 法 に よ る 場 合	銘 柄 別 簡 便 法 に よ る 場 合					
	(12)のうち当該連結法人に帰せられる所得税額	(14)のうち当該連結法人に帰せられる所得税額		$(24) \times \frac{(19)}{(14)}$			
	23	24		25			26
	円	円		円			円
計							

別表六の二(五)付表 平三十・四・一以後終了連結事業年度分

法 0301-0605-02-付

機械等の取得価額に関する明細書

連 事 年	結 業 度	・ ・ ・	・ ・ ・	法人名	()
-------------	-------------	-------------	-------------	-----	-----

措法第42条の6第1項各号の該当号		1	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
事業種目		2					
資産区分	種類	3					
	機械装置等の名称	4					
	取得年月日	5	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	指定事業の用に供した年月日	6	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取得価額	取得価額又は製作価額	7	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	8					
	差引改定取得価額 ((7)-(8))又は((7)-(8)) $\times\frac{75}{100}$	9					
機械装置等の概要							

別表六の二十付表 平三十・四・一以後終了連結事業年度分

連 事 年	結 業 度	・ ・	法人名	()
-------------	-------------	--------	-----	-----

促進区域		1					
承認地域経済牽引事業の内容		2					
資産 産 区 分	種類	3					
	構造、設備の種類又は区分	4					
	細目	5					
	取得年月日	6	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	承認地域経済牽引事業の用に供した年月日	7	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取得 価 額	取得価額又は製作価額	8	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9					
	差引改定取得価額 (8)－(9)	10					
機械設備等の概要							

別表六の(二十四)付表 平三十・四・一以後終了連結事業年度分

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書					連 事 年	結 業 度	・ ・ ・ ・		法人名	()	
各 連 結 法 人 に お け る 計 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)		1	円	各 連 結 法 人 に お け る 計 算	法 人 税 額 基 準 額	調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 $(24) \times \frac{(1)}{(22)}$		15	円	
	調 整 前 連 結 税 額 の 個 別 帰 属 額 $(23) \times \frac{(1)}{(21)}$		2				個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{5}{100}$		16		
	特 定 寄 附 金 の 額 の 合 計 額 (28の計)		3				法 人 税 額 基 準 額 (15)と(16)のうち少ない金額)		17		
	税 額 控 除 基 準 額 $(3) \times \frac{20}{100}$		4			当 期 税 額 控 除 可 能 額 (14)と(17)のうち少ない金額)		18			
	住 民 税 額 に お け る 計 算	(別表一の二(一)「5」+「7」)、(別表一の二(二)「5」+「7」)又は(別表一の二(三)「5」+「7」)のうち帰せられる金額		5	外	各 連 結 法 人 に お け る 計 算	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 $(26) \times \frac{(18)}{(25)}$		19		
		連結親法人が中小連結親法人以外の場合の調整前個別帰属法人税額 (別表六の二(十七)付表「21」)		6			法人税額の特別控除額の個別帰属額 (18)－(19)		20		
		連結親法人が中小連結親法人の場合の調整前個別帰属法人税額 (別表六の二(十七)付表「22」)		7			連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「56の①」)		21		
		仮 計 (5)と(6)又は(7)のうち多い金額)		8			特 定 寄 附 金 を 支 出 し た 各 連 結 法 人 の 個 別 所 得 金 額 の 合 計 額 (適用連結法人の(1)の合計)		22		
	税 額 に お け る 計 算	控除対象個別帰属調整額等		9		各 連 結 法 人 に お け る 計 算	調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)		23		
		住 民 税 額 控 除 額 の 計 算 の 基 礎 と な る 法 人 税 額 (8)－(9) (5)>(8)－(9)の場合は(5))		10			総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 $(23) \times \frac{5}{100}$		24		
		住 民 税 額 控 除 額 $(10) \times \frac{2.58 \text{又は} 1.4}{100}$		11			当 期 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額 (各連結法人の(18)の合計)		25		
		差 引 税 額 控 除 基 準 額 残 額 (4)－(11)		12			調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(二十五)「7の⑩」)		26		
	特 定 寄 附 金 基 準 額 $(3) \times \frac{10}{100}$		13		各 連 結 法 人 に お け る 計 算	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 合 計 額 (25)－(26)		27			
	税 額 控 除 限 度 額 (12)と(13)のうち少ない金額)		14								
各 連 結 法 人 に お け る 特 定 寄 附 金 に 関 す る 明 細											
寄 附 し た 年 月 日		寄 附 先		まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の内容					特 定 寄 附 金 の 額		
									28		
・ ・									円		
・ ・											
・ ・											
計											

特定経営力向上設備等の取得価額に関する明細書

		連 事 年	結 業 度	・ ・ ・ ・	法人名	()
事業種目		1				
資産区分	種類	2				
	設備の種類又は区分	3				
	細目	4				
	取得年月日	5	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	指定事業の用に供した年月日	6	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取得価額	取得価額又は製作価額	7	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	8				
	差引改定取得価額 (7)－(8)	9				
機械設備等の概要						

別表六の(二十九)付表 平三十・四・一以後終了連結事業年度分

機械等の取得価額に関する明細書

連 事 年	結 業 度	・ ・ ・ ・	法人名	()
-------------	-------------	------------------	-----	-----

税 額 控 除 に 関 す る 規 定 の 該 当 条		1	震 災 特 例 法 第 25 条 の 2 ・ 震 災 特 例 法 第 25 条 の 2 の 2 ・ 震 災 特 例 法 第 25 条 の 2 の 3				
事 業 の 内 容 及 び 認 定 地 方 公 共 団 体 の 名 称 等 、 提 出 企 業 立 地 促 進 計 画 の 提 出 の あ っ た 日 等 又 は 避 難 等 指 示 が 解 除 さ れ た 日 等		2					
資 産 区 分	種 類	3					
	構 造 、 設 備 の 種 類 又 は 区 分	4					
	細 目	5					
	取 得 年 月 日	6	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	7	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取 得 価 額	取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	8	円	円	円	円	円
	法 人 税 法 上 の 圧 縮 記 帳 に よ る 積 立 金 計 上 額	9					
	差 引 改 定 取 得 価 額 (8)－(9)	10					
機 械 設 備 等 の 概 要							

別表六の二(二十三)付表 平三十・四・一以後終了連結事業年度分

連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額の調整計算に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	
----------------------------	------------------	-----	--

連結欠損金発生年度〔 　　　　　 〕									
連 結 法 人 名							計		
連結初年度における調整計算	連結納税の開始	連結親法人又は特定連結子法人の欠損金額等で連結欠損金額とみなされるもの		1	内 円	内 円	内 円	内 円	
		連結親法人又は連結子法人の適格合併等による未処理欠損金額等の引継額		2	内	内	内	内	
		連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額(1)+(2)		3	内	内	内	内	
	連結納税への加入	特定連結子法人の欠損金額等で連結欠損金額とみなされるもの		4	内	内	内	内	
		連結子法人の適格合併等による未処理欠損金額等の引継額		5	内	内	内	内	
		連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額(4)+(5)		6	内	内	内	内	
上記以外の連結事業年度における調整計算	前期の連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額(前期の別表七の二付表一「20」又は「28」)			7	内	内	内	内	
	加算額の計算	連結親法人又は連結子法人の適格合併等による未処理欠損金額等の引継額		8	内	内	内	内	
		連結内適格合併等による引継額	被合併法人等となる連結子法人名		9				
			同上の連結子法人の前期の連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額(当該連結子法人の(7))		10	内 円	内 円	内 円	内 円
			同上の連結子法人の最終の事業年度において欠損金額とみなされて繰越控除された金額〔当該連結子法人の最終の事業年度の別表七(一)「4」〕		11	内	内	内	内
			同上の連結子法人の最終の事業年度において欠損金額からしないものとする金額〔当該連結子法人の最終の事業年度の別表七(二)「26」又は別表七(三)「14」〕		12	内	内	内	内
			差 引 計(10)－(11)－(12)		13	内	内	内	内
		連結欠損金個別帰属額の加算額(8)+(13)		14	内	内	内	内	
	減算額の計算	離脱をした連結子法人の前期の連結欠損金個別帰属額の翌期繰越額(当該連結子法人の(7))		15	内	内	内	内	
		連結欠損金の繰戻し還付の特例の基礎となった連結欠損金額の個別帰属額		16					
		共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれにも該当しないことによりないものとされる連結欠損金額		17	内	内	内	内	
		欠損等連結法人の適用連結事業年度前の連結欠損金額のうち当該欠損等連結法人に帰せられる金額		18	内	内	内	内	
		連結欠損金個別帰属額の減算額(15)+(16)+(17)+(18)		19	内	内	内	内	
		連結欠損金当期控除前の連結欠損金個別帰属額(7)+(14)－(19)		20	内	内	内	内	
	連結欠損金当期控除前の調整後の連結欠損金個別帰属額(3)若しくは(6)又は(20)			21	内	内	内	内	

別表七の二付表二 平三十・四・一以後終了連結事業年度分

① 受取配当等の益金不算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表八(一)

平三十・四・一以後終了事業年度分

御注意

21「定租税特別措置法第67条の6第1項に規定する特定株式投資信託の収益の分配の額がある場合の当該特定株式投資信託については、「非支配目的株式等」の各欄に記載しますが、このとき、「38」欄には「特定株式投資」と記載し、「39」及び「40」の各欄は記載する必要はありません。

当年度実績により負債利子等の額を計算する場合						基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合														
完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (31の計)						1	円		完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (31の計)						14	円				
関 連 法 人 株 式 等 の 計 算	受 取 配 当 等 の 額 (34の計)					2			関 連 法 人 株 式 等 の 計 算	受 取 配 当 等 の 額 (34の計)					15					
	負 債 利 子 等 の 額	当期に支払う負債利子等の額					3			負 債 利 子 等 の 額	当期に支払う負債利子等の額					16				
		連結法人に支払う負債利子等の額					4				国外支配株主等に係る負債の利子等の 損金不算入額、関連者等に係る支払 利子等の損金不算入額又は恒久的 施設に帰せられるべき資本に対応する 負債の利子の損金不算入額 (別表十七(一)「35」と別表十七(二の二)「25」 のうち多い金額)又は(別表十七(二の二)「30」 と別表十七の三(二)「17」のうち多い金額)	17								
		超過利子額の損金算入額 (別表十七(二の三)「10」)					6					超過利子額の損金算入額 (別表十七(二の三)「10」)					18			
		計 (3) - (4) - (5) + (6)					7					計 (16) - (17) + (18)					19			
		平成27年4月1日から平成29年3 月31日までの間に開始した各事業 年度の負債利子等の額の合計額					20					同上の各事業年度の関連法人株式等 に係る負債利子等の額の合計額					21			
	総 資 産 価 額 (29の計)					8				負 債 利 子 控 除 割 合 (21) (20) (小数点以下3位未満切捨て)	受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (19) × (22)					22				
	期末関連法人株式等の帳簿価額 (30の計)					9					受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (19) × (22)					23	円			
	受取配当等の額から控除する 負債利子等の額 (7) × (9) (8)					10														
	その他株式等に係る受取配当等の額 (37の計)						11			その他株式等に係る受取配当等の額 (37の計)						24				
非支配目的株式等に係る受取配当等の額 (43の計)						12			非支配目的株式等に係る受取配当等の額 (43の計)						25					
受 取 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 (1) + (2) - (10) + (11) × 50% + (12) × (20%又は40%)						13			受 取 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 (14) + ((15) - (23)) + (24) × 50% + (25) × (20%又は40%)						26					
当 年 度 実 績 に よ る 場 合 の 総 資 産 価 額 等 の 計 算																				
区 分		総 資 産 の 帳 簿 価 額				連結法人に支払う負債利子等の元本の負債の額等				総 資 産 価 額 (27 - 28)				期末関連法人株式等の帳簿価額						
		27				28				29				30						
前 期 末 現 在 額		円				円				円				円						
当 期 末 現 在 額																				
計																				
受 取 配 当 等 の 額 の 明 細																				
完全子法人株式等	法 人 名	本店の所在地				受取配当等の額の計算期間				受 取 配 当 等 の 額										
										31										
										円										
計																				
関連法人株式等	法 人 名	本店の所在地		受取配当等の額の計算期間	保有割合	受 取 配 当 等 の 額				左のうち益金の額に算入される金額				益金不算入の対象となる金額 (32 - 33)						
						32				33				34						
				:	:	円				円				円						
計																				
その他株式等	法 人 名	本店の所在地				受 取 配 当 等 の 額				左のうち益金の額に算入される金額				益金不算入の対象となる金額 (35 - 36)						
						35				36				37						
						円				円				円						
計																				
非支配目的株式等	法 人 名 又は銘柄	本店の所在地		基 準 日	保有割合	受 取 配 当 等 の 額				左のうち益金の額に算入される金額				益金不算入の対象となる金額 (41 - 42)						
		38		39	40	41				42				43						
				.	.	円				円				円						
計																				

① 外国子会社から受ける配当等の益金不算入等に関する明細書

事業年度又は連結事業年度		・	・	法人名	()
外国子会社 の名称等	名 称	1			
	本たる所在は主として	2			
	国 名 又 は 地 域 名	3			
	所 在 地	4			
	主 たる 事 業	5	%	%	%
	発 行 済 株 式 等 の 保 有 割 合	6	%	%	%
益 金 不 算 入	支 払 義 務 確 定 日	7	・	・	・
	支 払 義 務 確 定 日 ま で の 保 有 期 間	8			
	剰 余 金 の 配 当 等 の 額	9	() 円	() 円	() 円
	(9)の剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額	10	() 円	() 円	() 円
	法第23条の2第2項第1号に掲げる剰余金の配当等の額の該当の有無	11	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
	法第23条の2第3項又は第4項の適用の有無	12	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
	損等の額の計算 損金算入対象受取配当	13	() 円	() 円	() 円
	(9)の元本である株式又は出資の総数又は総額につき外国子会社により支払われた剰余金の配当等の額	14	() 円	() 円	() 円
	(13)のうち外国子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額	15	() 円	() 円	() 円
	損金算入対象受取配当等の額 (9) × $\frac{(14)}{(13)}$	16	() 円	() 円	() 円
入 額 等 の 計 算	益金不算入の対象とならない損金算入配当等の額 (9)又は(15)	17	() 円	() 円	() 円
	(16) に対応する外国源泉税等の額 (10)又は(10) × $\frac{(14)}{(13)}$	18	() 円	() 円	() 円
	剰余金の配当等の額に係る費用相当額 (9) - (16) × 5 %	19			
	法第23条の2の規定により益金不算入とされる剰余金の配当等の額 (9) - (16) - (18)	20			
	措法第66条の8第2項前段若しくは第9項前段又は第68条の92第2項前段若しくは第9項前段の規定により益金不算入とされる剰余金の配当等の額 (別表十七(三の四)「23」 + 「25」)	21			
	(16)のうち措法第66条の8第3項若しくは第10項又は第68条の92第3項若しくは第10項の規定により益金不算入とされる損金算入配当等の額 (別表十七(三の四)「24」)	22			
	(9)のうち益金不算入とされる剰余金の配当等の額 (19) + (20) + (21)	23			
	法第39条の2の規定により損金不算入とされる外国源泉税等の額 (10) - (17)	24			
	(23)のうち措法第66条の8第2項後段若しくは第9項後段又は第68条の92第2項後段若しくは第9項後段の規定により損金不算入の対象外とされる外国源泉税等の額 (別表十七(三の四)「28」)	25			
	(10)のうち損金不算入とされる外国源泉税等の額 (23) - (24) (マイナスの場合は0)	26			
益 金 不 算 入 と さ れ る 剰 余 金 の 配 当 等 の 額 の 合 計 (22)欄の合計				26	円
損 金 不 算 入 と さ れ る 外 国 源 泉 税 等 の 額 の 合 計 (25)欄の合計				27	

別表八(二) 平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

連結事業年度における受取配当等の益金不算入に関する明細書

完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (19の計)				1	円	関 連 法 人 株 式 等	負 債 利 子 等 の 額 の 計 算	総 資 産 価 額 (17の計)		8	円
関 連 法 人 株 式 等	受 取 配 当 等 の 額 (22の計)			2				期 末 関 連 法 人 株 式 等 の 帳 簿 価 額 (18の計)		9	
		負 債 利 子 等 の 額	当 期 に 支 払 う 負 債 利 子 等 の 額		3				受 取 配 当 等 の 額 から 控 除 す る 負 債 利 子 等 の 額 $(7) \times \frac{(9)}{(8)}$		10
	連 結 法 人 に 支 払 う 負 債 利 子 等 の 額		4		そ の 他 株 式 等 に 係 る 受 取 配 当 等 の 額 (25の計)			11			
	国 外 支 配 株 主 等 に 係 る 負 債 の 利 子 等 の 損 金 不 算 入 額 又 は 関 連 者 等 に 係 る 支 払 利 子 等 の 損 金 不 算 入 額 (別表十七(一)「35」と別表十七の二(二)「29」のうち多い金額)		5		非 支 配 目 的 株 式 等	特 例 非 支 配 目 的 株 式 等 に 係 る 受 取 配 当 等 の 額 (33の計)		12			
	連 結 超 過 利 子 額 の 損 金 算 入 額 (別表十七の二(三)「10」)		6			上 記 以 外 の 株 式 等 に 係 る 受 取 配 当 等 の 額 (34の計)		13			
	計 (3) - (4) - (5) + (6)		7		受 取 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 $(1) + ((2) - (10)) + (11) \times 50\% + (12) \times 40\% + (13) \times 20\%$		14				
総 資 産 価 額 等 の 計 算											
区 分		総 資 産 の 帳 簿 価 額		連 結 法 人 に 支 払 う 負 債 利 子 等 の 元 本 の 負 債 の 額 等		総 資 産 価 額 (15) - (16)		期 末 関 連 法 人 株 式 等 の 帳 簿 価 額			
		15		16		17		18			
前 期 末 現 在 額		円		円		円		円			
当 期 末 現 在 額											
計											
受 取 配 当 等 の 額 の 明 細											
完 全 子 法 人 株 式 等	発 行 法 人 名	本 店 の 所 在 地			受 取 配 当 等 の 額 の 計 算 期 間			受 取 配 当 等 の 額			
								19			
								円			
	計										
関 連 法 人 株 式 等	発 行 法 人 名	本 店 の 所 在 地	受 取 配 当 等 の 額 の 計 算 期 間	保 有 割 合	受 取 配 当 等 の 額		左 の うち 益 金 の 額 に 算 入 さ れ る 金 額		益 金 不 算 入 の 対 象 と な る 金 額 (20) - (21)		
					20		21		22		
					円		円		円		
	計										
そ の 他 株 式 等	発 行 法 人 名	本 店 の 所 在 地			受 取 配 当 等 の 額		左 の うち 益 金 の 額 に 算 入 さ れ る 金 額		益 金 不 算 入 の 対 象 と な る 金 額 (23) - (24)		
					23		24		25		
					円		円		円		
	計										
非 支 配 目 的 株 式 等	株 式 等 の 発 行 法 人 名 又 は 銘 柄	本 店 の 所 在 地	基 準 日	保 有 割 合	受 取 配 当 等 の 額		左 の うち 益 金 の 額 に 算 入 さ れ る 金 額		益 金 不 算 入 の 対 象 と な る 金 額		
		26	27	28	29	30	31	32	33	34	
					円	円	円	円	円	円	
		計									

連結事業年度における受取配当等の益金不算入の個別帰属額の計算に関する明細書

連結事業年度における受取配当等の益金不算入の個別帰属額の計算に関する明細書				連 事 年	結 業 度	・ ・ ・ ・		法人名	()	
個 別 帰 属 額 (2) + (6) + (9) + (12)				1	円	そ の 他 株 式 等 に 係 る 個 別 帰 属 額	受 取 配 当 等 の 額 (別表八の二「11」)		7	円
完全子法人株式等に係る個別帰属額 (13の計)				2			受取配当等の益金不算入額 (7) × 50%		8	
関 連 法 人 株 式 等 に 係 る 個 別 帰 属 額	受 取 配 当 等 の 額 (別表八の二「2」)			3			(8) × $\frac{(15の計)}{(別表八の二「23の計」)}$		9	
	受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (別表八の二「10」)			4		非に 支係 配る	受 取 配 当 等 の 額 (別表八の二「12」 + 「13」)		10	
	受取配当等の益金不算入額 (3) − (4)			5		目個 的別	受取配当等の益金不算入額 (別表八の二「12」) × 40% + (別表八の二「13」) × 20%		11	
	(5) × $\frac{(14の計)}{(別表八の二「20の計」)}$			6		株帰 式属 等額	(11) × $\frac{((17の計) \times 2) \text{又は} (18の計)}{((別表八の二「29の計」) \times 2) + (別表八の二「30の計」)}$		12	
各 連 結 法 人 の 受 取 配 当 等 の 額 の 明 細										
完 全 子 法 人 株 式 等	発 行 法 人 名		本 店 の 所 在 地				受 取 配 当 等 の 額			
							13			
							円			
		計								
関 連 法 人 株 式 等	発 行 法 人 名		本 店 の 所 在 地				受 取 配 当 等 の 額			
							14			
							円			
		計								
そ の 他 株 式 等	発 行 法 人 名		本 店 の 所 在 地				受 取 配 当 等 の 額			
							15			
							円			
		計								
非 支 配 目 的 株 式 等	株 式 等 の 発 行 法 人 名 又 は 銘 柄		本 店 の 所 在 地				受 取 配 当 等 の 額			
							特例非支配目的株式等に係る配当等の額		左記以外の株式等に係る配当等の額	
			16				17		18	
							円		円	
		計								

別表八の二付表 平三十・四・一以後終了連結事業年度分

①

社会保険診療報酬に係る損金算入、農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除及び特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

・ ・
・ ・

法人名

()

別表十六
(六)

平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 社会保険診療報酬に係る損金算入に関する明細書

医業又は歯科医業に係る総収入金額	1	円	損金算入額の計算	医業又は歯科医業に係る経費の額	4	円
同上のうち社会保険診療報酬に係る収入金額	2			同上のうち社会保険診療報酬に係る経費の額	5	
損金算入限度額 (16) (1)の金額が7,000万円超である場合は0)	3			損金算入額 (3) - (5)	6	
損金算入限度額の計算						
社会保険診療報酬に係る収入金額			法定経費率による経費の額			
2,500万円以下の金額	7	円		$(7) \times \frac{72}{100}$	12	円
2,500万円を超え3,000万円以下の金額	8			$(8) \times \frac{70}{100}$	13	
3,000万円を超え4,000万円以下の金額	9			$(9) \times \frac{62}{100}$	14	
4,000万円を超え5,000万円以下の金額	10			$(10) \times \frac{57}{100}$	15	
計 (2) (7) + (8) + (9) + (10)	11			計 (12) + (13) + (14) + (15)	16	

II 農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除に関する明細書

譲渡原価の額の計算	肉用牛の売却に係る原価の額	17	円	特別控除額の計算	肉用牛の売却に係る収益の額	20	円
	肉用牛の売却に係る経費の額	18			譲渡原価の額 (19)	21	
	譲渡原価の額 (17) + (18)	19			特別控除額 (20) - (21)	22	

III 特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書

基金に係る法人名	23					
基金の名称	24					
告示番号	25	平第・・号	平第・・号	平第・・号	平第・・号	平第・・号
当期に支出した負担金等の額	26	円	円	円	円	円
同上のうち損金の額に算入した金額	27					

配当可能利益の額の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

別表十八(八)付表 平三十・四・一以後終了事業年度分

買 換 特 例 圧 縮 積 立 金 個 別 控 除 額 の 計 算									
特 例 適 用 条 項		1	措法・震災特例法 第 条 第 項	措法・震災特例法 第 条 第 項	措法・震災特例法 第 条 第 項	措法・震災特例法 第 条 第 項			
不 動 産 の 種 類		2					計		
買 換 特 例 圧 縮 積 立 金 積 立 額		3	円		円		円	円	
控 除 限 度 割 合 (11)		4							
買 換 特 例 圧 縮 積 立 金 個 別 控 除 額 (3)×(4)		5	円		円		円	円	
控 除 限 度 割 合 の 計 算									
譲渡利益金額の計算 譲渡直前の額	当期において譲渡した不動産の対価の額の合計額	6	円	譲渡利益金額の 利計算	譲 渡 利 益 金 額 (6)－(9) (マイナスの場合は0)	10	円		
	当期において譲渡した不動産の譲渡直前の帳簿価額の合計額	7							
	当期において譲渡した不動産の譲渡に要した費用の額の合計額	8		控 除 限 度 割 合 (10) (3の計)		11			
	計 (7)＋(8)	9			(1を超える場合は1)				
繰 越 利 益 等 超 過 純 資 産 控 除 項 目 額 の 計 算									
評 価 ・ 換 算 差 額 等 の 額 等		12	円	繰越利益等超過純資産控除項目額 (13)－(27) (マイナスの場合は0)			14	円	
純 資 産 控 除 項 目 額 (12)が0を下回る場合のその下回る部分の金額)		13		繰越利益等超過純資産控除項目額累計 (前期の(15))＋(14)			15		
前 期 繰 越 利 益 等 の 額 の 計 算									
前 期 繰 越 利 益 の 額		16	円	左 の 内 訳	買換特例圧縮積立金の前期末残額 (前期の(29の計))－(30の計)		20	円	
任 意 積 立 金 の 額		17			一 時 差 異 等 調 整 積 立 金 の 額		21		
目 的 取 崩 額		18			そ の 他 の 前 期 繰 越 利 益 等 の 額 (19)－(20)－(21) (マイナスの場合は0)		22		
調 整 前 前 期 繰 越 利 益 等 の 額 (16)＋(17)＋(18)		19							
前 期 繰 越 利 益 等 の 額 の 調 整									
買換特例圧縮積立金個別控除額のうち当期加算額 (35の計)		23	円	買換特例圧縮積立金個別控除額の合計額 (5の計)		25	円		
				一 時 差 異 等 調 整 積 立 金 の 積 立 額 (別表十(八)「15」)		26			
一 時 差 異 等 調 整 積 立 金 の 取 崩 額 (別表十(八)「18」)		24		調 整 後 前 期 繰 越 利 益 等 の 額 (19)－(23)－(24)＋(25)＋(26)		27			
買 換 特 例 圧 縮 積 立 金 個 別 控 除 額 の うち 当 期 に お い て 配 当 可 能 利 益 の 額 に 加 算 す る 金 額 の 計 算									
買換特例圧縮積立金の積立事業年度	不動産の種類	買換特例圧縮積立金個別控除額	前期までの 加算額の累計 (前期までの(35)の累計)	差引残額 (29)－(30)	取 崩 額 の 内 訳 目 的 取 崩 額 分配目的取崩額		貸借対照表に計上 されている買換特 例圧縮積立金	当 期 加 算 額 (31)× (32)＋(33) (32)＋(34)	
・	28	29	30	31	32	33	34	35	
・		円	円	円	円	円	円	円	
・									
・									
・									
計									
繰越利益等超過純資産控除項目控除額のうち当期において配当可能利益の額に加算する金額の計算									
純 資 産 控 除 項 目 額 (13)		36	円	加 算 純 資 産 控 除 項 目 減 少 額 (22)、(38)又は(39)のうちいずれか少ない金額)		40	円		
前 期 の 純 資 産 控 除 項 目 額 (前期の(13))		37		繰越利益等超過純資産控除項目控除額の残額 (前期の(15))－(前期の(43))		41			
純 資 産 控 除 項 目 減 少 額 (37)－(36) (36)≥(37)の場合は0)		38		当 期 加 算 額 (40)と(41)のうち少ない金額)		42			
純 資 産 控 除 項 目 超 過 繰 越 利 益 額 (27)－(13) (マイナスの場合は0)		39		加 算 額 の 累 計 (前期の(43))＋(42)		43			

①

個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度

:

:

法人名

()

債 務 者	住 所 又 は 所 在 地	1					計
	氏 名 又 は 名 称 (外国政府等の別)	2	()	()	()	()	
個 別 評 価 の 事 由	3	令第96条第1項 第 号 該当	令第96条第1項 第 号 該当	令第96条第1項 第 号 該当	令第96条第1項 第 号 該当		
同 上 の 発 生 時 期	4	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .		
当 期 繰 入 額	5	円	円	円	円	円	
繰 入 限 度 の 計 入 限 算 額	個 別 評 価 金 銭 債 権 の 額	6					
	(6)のうち5年以内に弁済される金額 (令第96条第1項第1号に該当する場合)	7					
	(6)のうち取立て等の見込額	8					
	他の者の保証による取立て等の見込額	9					
	その他による取立て等の見込額	10					
	(8)+(9)+(10)	11					
	(6)のうち実質的に債権 とみられない部分の金額	12					
	(6)-(7)-(11)-(12)	13					
	令 第 96 条 第 1 項 第 1 号 該 当 (13)	14					円
	令 第 96 条 第 1 項 第 2 号 該 当 (13)	15					
令 第 96 条 第 1 項 第 3 号 該 当 (13)×50%	16						
令 第 96 条 第 1 項 第 4 号 該 当 (13)×50%	17						
繰 入 限 度 超 過 額 (5)-((14)、(15)、(16)又は(17))	18						
貸倒実績率の計算の基礎となる金額の明細	貸倒れによる損失の額等の合計額に加える金額 ((6)の個別評価金銭債権が売掛債権等である場合の (5)と((14)、(15)、(16)又は(17))のうち少ない金額)	19					
	前期の個別評価金銭債権の額 (前期の(6))	20					
	(20)の個別評価金銭債権が売掛債権等である 場合の当該個別評価金銭債権に係る損金算入額 (前期の(19))	21					
	(21)に係る売掛債権等が当期において貸倒れ となった場合のその貸倒れとなった金額	22					
	(21)に係る売掛債権等が当期においても個別評 価の対象となった場合のその対象となった金額	23					
	(22)又は(23)に金額の記載 がある場合の(21)の金額	24					

一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・ ・	法人名	()
当期繰入額	1	前3年内事業年度(設立事業年度である場合には当該事業年度又は連結事業年度)末における一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額	9
期末一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額(24の計)	2	(9) 前3年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の数	10
貸倒実績率	3	前年度又は連結事業年度の貸倒れによる損失の額の合計額 令第96条第6項第2号イの貸倒れによる損失の額の合計額	11
実質的に債権とみられないものの額を控除した期末一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額(26の計)	4	損金の額に算入された令第96条第6項第2号ロの金額の合計額	12
法定の繰入率	5	損金の額に算入された令第96条第6項第2号ハの金額の合計額	13
繰入限度額 (2)×(3)又は(4)×(5))	6	益金の額に算入された令第96条第6項第2号ニの金額の合計額	14
公益法人等・協同組合等の繰入限度額 (6)× $\frac{110}{100}$	7	貸倒れによる損失の額等の合計額 (11)+(12)+(13)-(14)	15
繰入限度超過額 (1)-(6)又は(7))	8	(15)× $\frac{12}{100}$ 前3年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の月数の合計	16
		貸倒実績率 $\frac{(16)}{(10)}$ (小数点以下4位未満切上げ)	17
一括評価金銭債権の明細			
勘定科目	期末残高	18	19
	20	21	22
	23	24	25
	26		
計			
基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細			
平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度末の一括評価金銭債権の額の合計額	27	債権からの控除割合 (28) (27) (小数点以下3位未満切捨て)	29
同上の各事業年度末の実質的に債権とみられないものの額の合計額	28	実質的に債権とみられないものの額 (24の計)×(29)	30

御注意

「5」欄の「1,000」の分子の空欄には、各事業年度終了の時に租税特別措置法第57条の9第1項に規定する中小法人に該当するものが、同項の規定の適用を受ける場合に、その営む主たる事業の区分に応じて次の割合に係る分子の数を記載します。

(4) 卸売及び小売業(飲食店業及び料理店業を含みます。) $\frac{10}{1,000}$

(2) 製造業(電気業、ガス業、熱供給業、水道業及び修理事業を含みます。) $\frac{8}{1,000}$

(5) その他の事業 $\frac{6}{1,000}$

(3) 金融及び保険業 $\frac{3}{1,000}$

① 特別修繕準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十二(三) 平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

資 産 の 種 類 及 び 名 称		1					合 計
前回の定期検査又は特別修繕の年月日		2	・	・	・	・	
翌 期 繰 越 額 の 計 算	期 首 特 別 修 繕 準 備 金 の 金 額	3	円	円	円	円	円
	当 期 特 別 修 繕 費 を 支 出 し た 場 合 に よ る 益 金 算 入 額	4					
	積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による場合の益金算入額 (((3)-(4)-(6))と(24)のうち少ない金額)	5					
	(4)及び(5)以外の場合による益金算入額	6					
	計	7					
	(4) + (5) + (6)	7					
	差 引 特 別 修 繕 準 備 金 の 金 額 (3) - (7)	8					
当 期 積 立 額		9					
積 立 限 度 額 の 計 算	前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額	10					
	同上の $\frac{3}{4}$ 相当額	11					
	(11) - (8) (マイナスの場合は0)	12					
	$\frac{\text{当期の月数}}{60}$ 又は72	13	—	—	—	—	
	(11) × (13)	14	円	円	円	円	
	積 立 限 度 額 (12)と(14)のうち少ない金額)	15					
積 立 限 度 超 過 額 (9) - (15)		16					円
期 末 特 別 修 繕 準 備 金 の 金 額 (8) + (9) - (16)		17					
貸 借 対 照 表 の 金 額 と の 差 額 の 明 細	貸 借 対 照 表 に 計 上 さ れ て い る 特 別 修 繕 準 備 金	18					
	差 引 (18) - (17)	19					
	当 期 (7) - ((9) - ((18) - 前期の(18)))	20					
	当 期 に 生 じ た 差 額 の 合 計 額 (16) + (20)	21					
	前 期 末 に お け る 差 額 (前期の(19))	22					
	前 期 分 以						
特別修繕予定日経過準備金額の益金算入額の計算							
積立期間の終了する事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から2年を経過した日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の特別修繕準備金の金額		23	円	円	円	円	円
積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による場合 (23) × $\frac{\text{当期の月数}}{60}$		24					
平成23年12月改正法附則の規定による益金算入額の計算							
当 期 益 金 算 入 額 の 計 算	平成24年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日	25	平	・			円
	同 上 の 日 に お け る 特 別 修 繕 準 備 金 の 金 額	26		円			
	$\frac{\text{当期の月数}}{120}$	27	—				
	10年均等取崩金額 (26) × (27)	28		円			
	同上以外の場合による益金算入額	29					
	当 期 益 金 算 入 額 ((28) + (29))と(31)のうち少ない金額)	30					
	翌期繰越額の計算						
	期 首 特 別 修 繕 準 備 金 の 金 額	31					円
	当 期 益 金 算 入 額 (30)	32					
	期 末 特 別 修 繕 準 備 金 の 金 額 (31) - (32)	33					
貸 借 対 照 表 の 金 額 と の 差 額 の 明 細	貸 借 対 照 表 に 計 上 さ れ て い る 特 別 修 繕 準 備 金	34					
	差 引 (34) - (33)	35					
	当 期 積 立 額	36					
	貸 借 対 照 表 の 取 崩 不 足 額 (30) - ((36) - ((34) - 前期の(34)))	37					
	計 (36) + (37)	38					
	前 期 末 に お け る 差 額 (前期の(35))	39					
	前 期 分 以						

6

農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	：	：	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

別表十二(四) 平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 農業経営基盤強化準備金の損金算入に関する明細書									
認定計画等の種類	1			翌期繰越額の計算	期首農業経営基盤強化準備金の金額	11			円
交付金等の該当号	2	第	号	当期益金算入額	5年を経過した場合の益金算入額 (25の計)	12			
交付金等の額	3		円		同上以外の場合による益金算入額 (26の計) + (27の計)	13			
当期積立額	4				計 (12) + (13)	14			
(4)の内訳	(4)のうち損金経理による積立額	5			当期積立額のうち損金算入額 (10)	15			
	(4)のうち剰余金の処分による積立額	6		貸借対照表の金額との差額の明細	期末農業経営基盤強化準備金の金額 (11) - (14) + (15)	16			
積立限度額の計算	(3)のうち準備金として積み立てられた交付金等の額 所得基準額 (別表四「41の①」 - 「26の①」)又は(別表四の二付表「48の①」 - 「34の①」)	7			貸借対照表に計上されている農業経営基盤強化準備金 差引 (17) - (16)	18			
	積立限度額 (7)と(8)のうち少ない金額)	8		当期分	貸借対照表の取崩不足額 (14) - ((4) - ((17) - 前期の(17)))	19			
		9			積立限度超過額 (4) - (9)	20			
当期積立額のうち損金算入額 (4)と(9)のうち少ない金額)	10			前分	当期に生じた差額の合計額 (19) + (20)	21			
				前期末における差額 (前期の(18))	22				
益金算入額の計算									
積立事業年度	当初の積立額のうち損金算入額	期首現在の準備金額	当期益金算入額	5年を経過した場合	任意取崩し等	(25)及び(26)以外の場合	翌期繰越額	(24) - (25) - (26) - (27)	
	23	24	25	26	27	28			
：	円	円	円	円	円	円			
：									円
：									
：									
：									
：									
：									
当期分									
計		円	円	円	円	円			

II 認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

取得資産の明細	農 用 地 等 の 種 類	29					計		
	取 得 年 月 日	30	・	・	・	・			
	農 用 地 等 の 取 得 価 額	31		円		円		円	
農又	用地等の帳簿価額を減額し、 は積立金として積み立てた金額	32							
(32)の内訳	(32)のうち損金経理による金額	33							
	(32)のうち剰余金の処分による金額	34							
圧縮限度額の計算	準備金等益金算入基準額 5年を経過した農業経営基盤強化準備金の金額の益金算入額 (25の計)	35							
	任意取崩し等の農業経営基盤強化準備金の金額の益金算入額 (26の計)	36							
	(3)のうち準備金として 積み立てられなかった交付金等の額	37							
	計 (35) + (36) + (37)	38							
	所得基準額 (別表四「41の①」 - (10) - 別表四「26の①」)又は(別表四の二付表「48の①」 - (10) - 別表四の二付表「34の①」)	39							
	取得価額基準額 (31) - 1円	40	①	円	②	円	③	円	①+②+③
	圧縮限度額 (38)、(39)と(40)うち少ない金額)	41							
	個別資産の圧縮限度額	42		円		円		円	
	農用地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額のうち損金算入額 (32)と(42)のうち少ない金額)	43	④		⑤		⑥		④+⑤+⑥ 円

① 特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書 (号該当)

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
--------------	---	---	-----	-----

御注意

1 法人が取得した買換資産たる土地等については、租税特別措置法関係通達(法人税編 65の7(2)―2(イ)(イ)若しくは(ロ)に掲げる場合には、それぞれ次のとおりです。

①「15」欄は、その建物、構築物等の建設着手年月日を、「16」欄は、その建物、構築物等の事業供用予定年月日を、「17」欄は、当該建物、構築物等を実際に事業の用に供した年月日を、それぞれ記載します。

②「その他参考となる事項」欄は、その建物、構築物等の建設工事の完了予定が当初の予定から遅延する場合に、その理由などを記載します。

2 1の場合には、その建物、構築物等を実際に事業の用に供した日の属する事業年度までの各事業年度の確定申告書又は同日の属する連結事業年度までの各連結事業年度の連結確定申告書に、本別表を添付してください。

譲渡資産の明細	譲渡した資産の種類		1						譲渡の日を含む事業年度の連結事業年度	
	同上の資産の取得年月日		2	昭平	・	・	昭平	・	・	
	譲渡した資産の所在地		3						計	
	譲渡した土地等の面積		4	平方メートル		平方メートル		平方メートル		
	譲渡年月日		5	平	・	・	平	・	・	
	対価の額		6	円		円		円		
	譲渡直前の帳簿価額	帳簿価額		7						
		譲渡に要した経費の額		8						
		計(7) + (8)		9						
差益割合			10							
取得資産の明細	取得した買換資産の種類		11							
	取得した買換資産の所在地		12							
	取得年月日		13	昭平	・	・	昭平	・	・	
	買換資産の取得価額		14	円		円		円		
	事業の用に供した又は見込みの年月日		15	平	・	・	平	・	・	
	ある買換資産の場合の取得価額等で	買換資産が土地等であり敷地の用に供される場合の建物、構築物等の事業供用予定年月日		16	平	・	・	平	・	・
		(16)の建物、構築物等を実際に事業の用に供した年月日		17	平	・	・	平	・	・
		取得した土地等の面積		18	平方メートル		平方メートル		平方メートル	
		同上のうち買換えの特例の対象とならない面積		19						
取得価額(14) × $\frac{(18)-(19)}{(18)}$		20	円		円		円			
帳簿価額の減額等をした場合	買換資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額		21							
	圧縮限度額の計算	買換資産の取得のため(6の計)又は(6の計)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額		22						
		圧縮基礎取得価額(14)又は(20)と(22)のうち少ない金額		23						
		買換取得資産が前期末の圧縮限度額を超えた場合	前期末の取得価額		24					
			前期末の帳簿価額		25					
			圧縮基礎取得価額(23) × $\frac{(25)}{(24)}$		26					
		圧縮限度額(23)又は(26) × $(10) \times \frac{80、70又は75}{100}$		27						
		圧縮限度超過額(21) - (27)		28						
対価の額の残額の計算	対価の額の合計額(6の計)		29	円		特別勘定に経理した金額		36	円	
	同上のうち譲渡の日の属する事業年度又は連結事業年度において使用した額		30			繰入の限度額を設けた場合	①)のうち買換資産の取得額に充てようとする金額	37		
	特別勘定の対象となり得る金額(29) - (30)		31				繰入限度額(37) × $(10) \times \frac{80、70又は75}{100}$	38		
	翌期繰越額の計算	特別勘定の金額の計算の基礎となった買換資産の取得に充てようとする金額((36)と(38)のうち少ない金額) ÷ $\frac{80、70又は75}{100} \div (10)$		32			翌期繰越額の計算	繰入限度超過額(36) - (38)	39	
		同上のうち前期末までに買換資産の取得に充てた金額		33				当初の特別勘定の金額(36) - (39)	40	
		当期中において買換資産の取得に充てた金額		34				同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	41	
		翌期へ繰り越す対価の額の合計額(32) - (33) - (34)		35				当期中に益金の額に算入すべき金額	42	
							期末特別勘定残額(40) - (41) - (42)	43		
その他参考となる事項										

① 平成21年及び平成22年に先行取得をした土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
--------------	---	---	-----	-----

別表十三(八)

平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

先 行 取 得 土 地 等 の 明 細											
		平成21年先行取得土地等			平成22年先行取得土地等						
先行取得土地等の取得年月日	1	平	・	・	平	・	・	平	・	・	
取得の日を含む事業年度又は連結事業年度	2	平	・	・	平	・	・	平	・	・	
届出書の提出年月日	3	平	・	・	平	・	・	平	・	・	
先行取得土地等の所在地	4										
先行取得土地等の面積	5	平方メートル		平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	
先行取得土地等の取得価額	6	円		円	円	円	円	円	円	円	
前期までに損金算入された積立金計上額	7										
差引取得価額 (6)－(7)	8										
譲 渡 土 地 等 の 明 細											
譲渡土地等の譲渡年月日	9	平	・	・	平	・	・	平	・	・	計
譲渡土地等の所在地	10										
譲渡利益金額の計算	対価の額	11	円		円	円	円	円	円	円	
	譲渡直前の帳簿価額	12									
	譲渡に要した経費の額	13									
	計 (12)＋(13)	14									
	譲渡利益金額 (11)－(14)	15									
圧 縮 限 度 額 の 計 算											
			①	②	③	④	⑤				
(8)の各欄のうち当期に適用を受ける先行取得土地等の差引取得価額	16	円		円	円	円	円	円	円	円	
先行取得土地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	17										
圧縮限度額の計算	(15)の計)×(80%又は60%)	18									
	(18)のうち適用済みの金額	19	②1)の①		②1)の①＋②	②1)の①＋②＋③	②1)の①＋②＋③＋④				
	(18)－(19)	20									
	個別土地等の圧縮限度額 (16)と②0)のうち少ない金額)	21									
圧縮限度超過額 (17)－②1)	22										

民事再生等評価換えによる資産の評価損益に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

評定等を行うこととなつた 原因となる事実の種類	1	(1) の事実が生じた日	2
----------------------------	---	--------------	---

評 価 益 の 額 及 び 評 価 損 の 額 の 明 細

評 価 益 の 計 上 さ れ る 資 産				評 価 損 の 計 上 さ れ る 資 産			
科 目	評 定 額 等	帳 簿 価 額		科 目	評 定 額 等	帳 簿 価 額	
区 分 等	①	②		区 分 等	①	②	
	円	円			円	円	
3				14			
4				15			
5				16			
6				17			
7				18			
8				19			
9				20			
10				21			
11				22			
計	12			計	23		
評 価 益 の 総 額 (12の①) - (12の②)	13			評 価 損 の 総 額 (23の②) - (23の①)	24		

債 務 免 除 等 を 受 け た 金 額 の 明 細

金 融 機 関 等 の 名 称	債 務 免 除 等 を 受 け た 金 額	金 融 機 関 等 の 名 称	債 務 免 除 等 を 受 け た 金 額
	円		円

別表十四(一) 平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

③

寄附金の損金算入に関する明細書

事業年度	・ ・	法人名	
------	--------	-----	--

別表十四(二)

平三十・四・一以後終了事業年度分

公益法人等以外の法人の場合					公益法人等の場合				
一般 寄附金 の損 算入 限度 額の 計算	支出 した 寄附金 の額	指定寄附金等の金額 (41の計)	1	円	損 金 算 入 限 度 額 の 計 算	支出 した 寄附金 の額	長期給付事業への繰入利子額	25	円
		特定公益増進法人等に対する寄附金額 (42の計)	2				同上以外のみなし寄附金額	26	
		その他の寄附金額	3				その他の寄附金額	27	
		計 (1)+(2)+(3)	4				計 (25)+(26)+(27)	28	
		完全支配関係がある法人に対する寄附金額	5				所得金額仮計 (別表四「25の①」)	29	
		計 (4)+(5)	6				寄附金支出前所得金額 (28)+(29) (マイナスの場合は0)	30	
	損 算入 限度 額の 計算	所得金額仮計 (別表四「25の①」)	寄附金支出前所得金額 (6)+(7) (マイナスの場合は0)	8	度	同 上 の 20又は50 100 相当額 〔50 100 相当額が年 200 万円に満たない場合 (当該法人が公益社団法人又は公益財団 法人である場合を除く。)は、年 200 万円〕	同上の 20又は50 100 相当額	31	
			同上の 2.5又は1.25 100 相当額	9			公益社団法人又は公益財団 法人の公益法人特別限度額 (別表十四(二)付表「3」)	32	
			期末の資本金等の額 (別表五(一)「36の④」) (マイナスの場合は0)	10				長期給付事業を行う共済 組合等の損金算入限度額 (25)と融資額の年5.5%相当額のうち少ない金額)	33
			同上の月数換算額 (10)× 12	11				損金算入限度額 (31)、(31)と(32)のうち多い金額)又は (31)と(33)のうち多い金額)	34
	損 算入 限度 額の 計算	同上の 2.5 1,000 相当額	一般寄附金の損金算入限度額 (9)+(12)× 1 4	13	算	指 定 寄 附 金 等 の 金 額 (41の計)	35		
			寄附金支出前所得金額の 6.25 100 相当額 (8)× 6.25 100	14			国 外 関 連 者 に 対 す る 寄 附 金 額 及 び 完 全 支 配 関 係 が あ る 法 人 に 対 す る 寄 附 金 額	36	
			期末の資本金等の額の月数換算額の 3.75 1,000 相当額 (11)× 3.75 1,000	15				(28)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (28)－(36)	37
			特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額 (14)+(15)× 1 2	16					同上のうち損金の額に算入されない金額 (37)－(34)－(35)
	損 金 不 算 入 額	特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入額 (2)と(14)又は(16)のうち少ない金額)	指定寄附金等の金額 (1)	18	損 金 不 算 入 額	国 外 関 連 者 に 対 す る 寄 附 金 額 及 び 完 全 支 配 関 係 が あ る 法 人 に 対 す る 寄 附 金 額 (36)	39		
国外関連者に対する寄附金額及び 本店等に対する内部寄附金額(19)			22	計 (38)+(39)			40		
完全支配関係がある法人に対する寄附金額 (5)			23				計 (21)+(22)+(23)	円	
計 (21)+(22)+(23)			24						

指定寄附金等に関する明細				
寄附した日	寄附先	告示番号	寄附金の使途	寄附金額 41
				円
計				
特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細				
寄附した日又は支出した日	寄附先又は受託者	所在地	寄附金の使途又は認定特定公益信託の名称	寄附金額又は支出金額 42
				円
計				
その他の寄附金のうち特定公益信託（認定特定公益信託を除く。）に対する支出金の明細				
支出した日	受託者	所在地	特定公益信託の名称	支出金額
				円

公益社団法人又は公益財団法人の寄附金の公益法人特別限度額の計算に関する明細書

公益社団法人又は公益財団法人の寄附金の公益法人特別限度額の計算に関する明細書				事年	業度	・ ・ ・	法人名	
みなし寄附金額				1	円		公益法人特別限度額	
公益目的事業実施必要額 (10)－(17)				2			(1)と(2)のうち少ない金額)	
公益目的事業実施必要額の計算								
当期の公益目的事業に係る費用の額	公益目的事業に係る経常費用の額			4	円		公益目的事業に係る経常収益の額	
	同上のうち公益目的保有財産の償却費の額			5			11	
	公益目的事業に係る特定費用準備資金増加額のうち当期積立基準額を超えない部分の金額 (30の計)			6			公益目的事業に係る特定費用準備資金減少額 (22の計)	
	公益資産取得資金増加額のうち当期積立基準額を超えない部分の金額 (42の計)			7			公益資産取得資金減少額 (35の計)	
	公益目的保有財産取得支出額			8			公益目的保有財産処分収入額	
	公益目的保有財産とした公益目的保有財産以外の財産の額			9			公益目的保有財産以外の財産とした公益目的保有財産の額	
	差引計 (4)－(5)＋(6)＋(7)＋(8)＋(9)			10			公益目的事業以外の事業(収益事業を除く。)から公益目的事業へ繰り入れた金額 計 (11)＋(12)＋(13)＋(14)＋(15)＋(16)	
公益目的事業に係る特定費用準備資金の明細及び当期増加額のうち当期積立基準額を超えない部分の金額の計算								
特定費用準備資金の目的である活動の内容				18			計	
特定費用準備資金の積立期間の末日				19	・ ・		・ ・ ・	
当期積立額				20	円		円	
当期取崩額				21				
当期減少額 (21)－(20) (マイナスの場合は0)				22	①		② ③ ①＋②＋③ 円	
当期増加額 (20)－(21) (マイナスの場合は0)				23				
当期積立基準額の計算	当期末における積立限度額			24				
	前期までに積み立てた金額			25				
	前期までに取り崩した金額			26				
	前期末積立累計額控除後の積立限度額 (24)－(25)－(26) (マイナスの場合は0)			27				
	当該事業年度の月数 当該事業年度開始の日から積立期間の末日までの月数			28	――		――	
	当期積立基準額 (27)×(28)			29	円		円	
当期増加額のうち当期積立基準額を超えない部分の金額 (23)と(29)のうち少ない金額)				30	④		⑤ ⑥ ④＋⑤＋⑥	
公益資産取得資金の明細及び当期増加額のうち当期積立基準額を超えない部分の金額の計算								
資産取得資金の対象となる資産の名称及び資産取得資金の目的				31			計	
資産取得資金の積立期間の末日				32	・ ・		・ ・ ・	
当期末公益資産取得資金額				33	円		円	
前期末公益資産取得資金額				34				
当期減少額 (34)－(33) (マイナスの場合は0)				35	⑦		⑧ ⑨ ⑦＋⑧＋⑨ 円	
当期増加額 (33)－(34) (マイナスの場合は0)				36				
当期積立基準額の計算	当期末における対象資産の取得に要する支出の額の最低額(公益目的保有財産に係る部分の額に限る。)			37				
	前期末公益資産取得資金額 (34)			38				
	前期末公益資産取得資金額控除後の最低額 (37)－(38) (マイナスの場合は0)			39				
	当該事業年度の月数 当該事業年度開始の日から積立期間の末日までの月数			40	――		――	
	当期積立基準額 (39)×(40)			41	円		円	
当期増加額のうち当期積立基準額を超えない部分の金額 (36)と(41)のうち少ない金額)				42	⑩		⑪ ⑫ ⑩＋⑪＋⑫	

別表十四(二)付表 平三十・四・一以後終了事業年度分

新株予約権に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	()
----------------------	------------------	-----	-----

交 付 年 月 日	1	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	計
交 付 対 象 者 の 区 分 及 び 人 数	2					
新 株 予 約 権 交 付 数	3					
権 利 行 使 期 間	4	()	()	()	()	
権 利 行 使 価 格	5	円	円	円	円	
交 付 の 時 等 の 単 価	6					
新株 予約 権 の 変 動 状 況 の 明 細	確 定 前	期 首 権 利 未 確 定 数 (前期の(1))	7			
		当 期 交 付 数	8			
		当期権利不確定による失効数	9			
		当 期 権 利 確 定 数	10			
		期 末 権 利 未 確 定 数 ((7)又は(8)) - ((9)+(10))	11			
	確 定 後	期 首 権 利 確 定 後 未 行 使 数 (前期の(18))	12			
		当 期 権 利 確 定 数 (10)	13			
		当 期 権 利 行 使 数	14			
		(14) の う ち	給与等課税事由が生じたもの	15		
			給与等課税事由が生じないもの	16		
		当期権利不行使による失効数	17			
		期 末 権 利 確 定 後 未 行 使 数 ((12)+(13)) - ((14)+(17))	18			
期 首 費 用 計 上 累 積 額 (前期の(24))	19	円	円	円	円	円
当 期 費 用 計 上 額	20					
当期権利行使に係る金額のうち 損金算入額の基礎となる金額 (6)×(15)	21					
当期権利行使に係る金額のうち 損金不算入となる金額 (6)×(16)	22					
当期権利不行使による失効に伴い 益金不算入となる金額 (6)×(17)	23					
期 末 費 用 計 上 累 積 額 (19)+(20)-(21)-(22)-(23)	24					

別表十四(四)

平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整に関する明細書

事業年度又は連結事業年度		・	・	法人名	()		
譲受法人名	1				計		
譲渡損益調整資産の種類	2						
譲渡年月日	3	・	・	・	・		
譲渡収益の額	4	円	円	円	円		
譲渡原価の額	5						
調整前譲渡利益額 (4)－(5) (マイナスの場合は0)	6						
圧縮記帳等による損金算入額	7						
譲渡利益額 (6)－(7)	8						
当期が譲渡年度である場合の損金算入額 (8)	9				円		
譲渡損失額 (5)－(4) (マイナスの場合は0)	10						
当期が譲渡年度である場合の益金算入額 (10)	11						
譲渡利益額の調整	12						
当期利益金算入額 (簡便法により計算する場合 には、(21)又は(25)の金額)	13						
翌期以後に益金の額に算入する金額 (8)又は(12)－(13)	14						
譲渡損失額の調整	15						
当期損金算入額 (簡便法により計算する場合 には、(22)又は(26)の金額)	16						
翌期以後に損金の額に算入する金額 (10)又は(15)－(16)	17						
当期に譲受法人において生じた調整事由	18	譲渡・償却 その他 ()	譲渡・償却 その他 ()	譲渡・償却 その他 ()	譲渡・償却 その他 ()		
簡便法に金 よ算入 当期を 益計 算入 する 額 又場 は合	減価償却資産繰延資産	償却期間の月数 (譲受法人が適用する耐用年数) × 12	19	月	月	月	月
		当期の月数 (当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数)	20				
		当期益金算入額 (8) × $\frac{(20)}{(19)}$	21	円	円	円	円
		当期損金算入額 (10) × $\frac{(20)}{(19)}$	22				
		支出の効果の及ぶ期間の月数	23	月	月	月	月
		当期の月数 (当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数)	24				
		当期益金算入額 (8) × $\frac{(24)}{(23)}$	25	円	円	円	円
		当期損金算入額 (10) × $\frac{(24)}{(23)}$	26				

別表十四(五)

平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書

連 結 事 業 年 度				・ ・		法人名					
一 般 寄 附 金 の 損 金 算 入 限 度 額 の 計 算	支 出 し た 寄 附 金 の 額	指 定 寄 附 金 等 の 金 額 (25の計)	1	円	特定公益増進法人等に対する寄附金額 (26の計)	寄附金支出前連結所得金額の $\frac{6.25}{100}$ 相当額 (8) $\times$ $\frac{6.25}{100}$				14	円
		特 定 公 益 増 進 法 人 等 に 対 す る 寄 附 金 額	2			連結親法人の期末の連結個別資本金等の 額の月数換算額の $\frac{3.75}{1,000}$ 相当額 (11) $\times$ $\frac{3.75}{1,000}$				15	
		そ の 他 の 寄 附 金 額	3			特 定 公 益 増 進 法 人 等 に 対 す る 寄 附 金 の 特 別 損 金 算 入 限 度 額 (14) + (15) $\times$ $\frac{1}{2}$				16	
		計 (1) + (2) + (3)	4			特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入額 (2)と(14)又は(16)のうち少ない金額)				17	
		完 全 支 配 関 係 が あ る 法 人 に 対 す る 寄 附 金 額	5			指 定 寄 附 金 等 の 金 額 (1)				18	
		計 (4) + (5)	6			国 外 関 連 者 に 対 す る 寄 附 金 額				19	
	連 結 所 得 金 額 仮 計 (別表四の二「33の①」)	7	(4)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (4) - (19)				20				
	寄 附 金 支 出 前 連 結 所 得 金 額 (6) + (7) (マイナスの場合は0)	8	損 金 不 算 入 額		同上のうち損金の額に算入されない金額 (20) - ((9)又は(13)) - (17) - (18)				21		
	同 上 の $\frac{2.5}{100}$ 又 は $\frac{1.25}{100}$ 相 当 額	9			国 外 関 連 者 に 対 す る 寄 附 金 額 (19)				22		
	連 結 親 法 人 の 期 末 の 連 結 個 別 資 本 金 等 の 額 (別表五の二(一)付表「30の④」) (マイナスの場合は0)	10			完 全 支 配 関 係 が あ る 法 人 に 対 す る 寄 附 金 額 (5)				23		
	同 上 の 月 数 換 算 額 (10) $\times$ $\frac{2.5}{1,000}$ 相 当 額	11			計 (21) + (22) + (23)				24		
	同 上 の $\frac{2.5}{1,000}$ 相 当 額	12									
	一 般 寄 附 金 の 損 金 算 入 限 度 額 ((9) + (12)) $\times$ $\frac{1}{4}$	13									
指 定 寄 附 金 等 に 関 す る 明 細											
寄 附 し た 日		寄 附 先		告 示 番 号		寄 附 金 の 使 途		寄 附 金 額 25			
								円			
								計			
特 定 公 益 増 進 法 人 若 し く は 認 定 特 定 非 営 利 活 動 法 人 等 に 対 す る 寄 附 金 又 は 認 定 特 定 公 益 信 託 に 対 す る 支 出 金 の 明 細											
寄 附 し た 日 又 は 支 出 し た 日		寄 附 先 又 は 受 託 者		所 在 地		寄 附 金 の 使 途 又 は 認 定 特 定 公 益 信 託 の 名 称		寄 附 金 額 又 は 支 出 金 額 26			
								円			
								計			
そ の 他 の 寄 附 金 の うち 特 定 公 益 信 託 (認 定 特 定 公 益 信 託 を 除 く 。) に 対 す る 支 出 金 の 明 細											
支 出 し た 日		受 託 者		所 在 地		特 定 公 益 信 託 の 名 称		支 出 金 額			
								円			
個 別 帰 属 額 の 計 算											
連 結 法 人 名											
当 該 連 結 法 人 が 支 出 し た 寄 附 金	指 定 寄 附 金 等 の 金 額	27	円		(17)のうち当該連結法人が支出した特定公益増進法人等に対する寄附金額に係る部分に相当する金額				34	円	
	特 定 公 益 増 進 法 人 等 に 対 す る 寄 附 金 額	28			(17) $\times$ $\frac{(28)}{(2)}$						
	そ の 他 の 寄 附 金 額	29			損金不算入額(21)のうち当該連結法人に帰せられる金額				35		
	計 (27) + (28) + (29)	30			(21) $\times$ $\frac{(32) - (27) - (34)}{(20) - (17) - (18)}$						
	国 外 関 連 者 に 対 す る 寄 附 金 額	31			個 別 帰 属 額 (31) + (33) + (35)				36		
	(30)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (30) - (31)	32									
	完 全 支 配 関 係 が あ る 法 人 に 対 す る 寄 附 金 額	33									

①

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	()
----------------------	------------	-----	-----

御注意

この表は、資産の取得価額が30万円未満であるものについて、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（租税特別措置法第67条の5又は第68条の102の2）の適用を受ける場合に御使用ください。また、この場合に、その適用を受ける資産の取得価額の合計額である「8」欄の金額は、300万円（当期が1年に満たない場合には、300万円を12で除し、これに当期の月数を乗じて計算した金額）が限度となりますので御注意ください。

資 産 区 分	種 類	1					
	構 造	2					
	細 目	3					
	事 業 の 用 に 供 し た 年 月	4					
取 得 価 額	取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による 積 立 金 計 上 額	6					
	差引改定取得価額 (5)－(6)	7					
資 産 区 分	種 類	1					
	構 造	2					
	細 目	3					
	事 業 の 用 に 供 し た 年 月	4					
取 得 価 額	取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による 積 立 金 計 上 額	6					
	差引改定取得価額 (5)－(6)	7					
資 産 区 分	種 類	1					
	構 造	2					
	細 目	3					
	事 業 の 用 に 供 し た 年 月	4					
取 得 価 額	取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による 積 立 金 計 上 額	6					
	差引改定取得価額 (5)－(6)	7					
当 期 の 少 額 減 価 償 却 資 産 の 取 得 価 額 の 合 計 額 (7)の計						8	円

① 特別償却準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

別表十六(九) 平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

資 産 区 分	特別償却に関する規定の該当条項	1	第 第 条 号	第 第 項	第 第 条 号	第 第 項	第 第 条 号	第 第 項	計
	種 類	2							
	構 造 ・ 区 分 ・ 設 備 の 種 類	3							
	細 目	4							
	事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	5	平	・	・	平	・	・	平
	耐 用 年 数	6		年		年		年	
当 期 積 立 額		7		円		円		円	円
当 期 積 立 限 度 額	当 期 の 特 別 償 却 限 度 額	8							
	前期から繰り越した積立不足額又は 合併等特別償却準備金積立不足額	9							
	積 立 限 度 額 (8) + (9)	10							
差 引	積 立 限 度 超 過 額 (7) - (10)	11							
	積立不足額 割 増 償 却 の 場 合 (8) - (7)	12							
	初 年 度 特 別 償 却 の 場 合 (8) - ((7) - (9)) ((7) - (9) ≤ 0の場合は(8))	13							
積 立 不 足 額	翌 期 に 繰 り 越 す べ き 積 立 不 足 額 (10) - (7)	14							
	当期において切り捨てる積立不足額又は 合併等特別償却準備金積立不足額	15							
	差 引 翌 期 へ の 繰 越 額 (14) - (15)	16							
	翌期への繰越額の内訳 平 平 ・ ・	17							
	当 期 分 (12) 又は (13)	18							
計 (17) + (18)		19							
当 期 積 立 額 の う ち 損 金 算 入 額 (7) と (10) の うち 少 ない 金 額		20							
合 併 等 特 別 償 却 準 備 金 積 立 不 足 額 (8) - (7)		21							
翌 期 繰 越 額 の 計 算	積 立 事 業 年 度	22	平 平	・ ・	・ ・	平 平	・ ・	・ ・	平 平
	各積立事業年度の積立額のうち損金算入額	23		円		円		円	円
	期 首 特 別 償 却 準 備 金 の 金 額	24							
	均 等 益 金 算 入 に よ る 場 合 (23) × 84、60又は(耐用年数×12)	25							
	同上以外の場合による益金算入額	26							
	合 計 (25) + (26)	27							
期 末 特 別 償 却 準 備 金 の 金 額 (24) - (27)		28							

国外支配株主等及び特定債券現先取引等に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

I 国 外 支 配 株 主 等 の 名 称 等					
名 称	1				
本店又は主たる事務所の所在地	2				
特 殊 の 関 係 の 区 分	3	第 () 号 該当 (%)	第 () 号 該当 (%)	第 () 号 該当 (%)	
直接及び間接保有の株式等の割合	4	%	%	%	
II 特 定 債 券 現 先 取 引 等 に 関 す る 明 細					
国外支配株主等に対する負債のうち特定債券現先取引等に係るもの					
債券の種類・名称	平均負債残高	平均資産残高	(5)と(6)のうち 少 ない 金 額	負債の利子等の額	$(8) \times \frac{(7)}{(5)}$
	5	6	7	8	9
	円	円	円	円	円
計					
国外の資金供与者等に対する負債のうち特定債券現先取引等に係るもの					
債券の種類・名称	平均負債残高	平均資産残高	(10)と(11)のうち 少 ない 金 額	負債の利子等の額	$(13) \times \frac{(12)}{(10)}$
	10	11	12	13	14
	円	円	円	円	円
計					
国内の資金供与者等に対する負債のうち特定債券現先取引等に係るもの					
債券の種類・名称	平均負債残高	平均資産残高	(15)と(16)のうち 少 ない 金 額	保証料等の額	$(18) \times \frac{(17)}{(15)}$
	15	16	17	18	19
	円	円	円	円	円
計					
その他の者に対する負債のうち特定債券現先取引等に係るもの					
債券の種類・名称	平均負債残高	平均資産残高	(20)と(21)のうち 少 ない 金 額	負債の利子等の額	$(23) \times \frac{(22)}{(20)}$
	20	21	22	23	24
	円	円	円	円	円
計					

別表十七(一)付表 平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

関連者支払利子等の額の合計額の計算に関する
 明細書

事業 年度	・ ・	法人名	
----------	--------	-----	--

別表十七(二)の二付表一
 平三十・四・一以後終了事業年度分

関 連 者 支 払 利 子 等 の 額 の 合 計 額 の 計 算						
関 連 者 等 の 名 称 等	氏 名 又 は 名 称	1				
	居 住 者 ・ 非 居 住 者 ・ 内 国 法 人 ・ 外 国 法 人 の 区 分	2	居住者・非居住者・内国法人・外国法人	居住者・非居住者・内国法人・外国法人	居住者・非居住者・内国法人・外国法人	居住者・非居住者・内国法人・外国法人
	住 所 又 は 本 店 若 し く は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	3				
関連者等に対する支払利子等		4	円	円	円	
(4) の うち 連 結 完 全 支 配 関 係 が あ る 連 結 法 人 に 対 す る 支 払 利 子 等 の 額		5				
外国法人の恒久的施設から本店等 に 対 す る 内 部 支 払 利 子 の 額		6				
外国銀行等の資本に係る負債の 利子の損金算入制度に係る損金 算入額のうち、関連者等に対する 支 払 利 子 に 相 当 す る も の		7				
関連者等に対する支払利子等の額 (4) - (5) + (6) - (7)		8				
同 上 の うち 関 連 者 等 の 課 税 対 象 所 得 に 含 ま れ な い 額		9				
除外対象特定債券現先取引等 に 係 る 支 払 利 子 等 の 額 (17)		10				
関 連 者 支 払 利 子 等 の 額 (9) - (10)		11				
関 連 者 支 払 利 子 等 の 額 の 合 計 額 (11)欄の合計)					12	
除 外 対 象 特 定 債 券 現 先 取 引 等 に 係 る 支 払 利 子 等 の 額 等 の 計 算						
債券の種類・名称	除外対象特定 債券現先取引 等 に 係 る 平均負債残高	対応債券現先 取引等に係る 平均資産残高	調 整 後 平均負債残高 (13)と(14)の うち少ない金額)	調整前の除外 対象特定債券現 先取引等に係る 支払利子等の額	$(16) \times \frac{(15)}{(13)}$	対応債券現先 取引等に係る 受取利子等の額
	13	14	15	16	17	18
	円	円	円	円	円	円
計						

控除対象受取利子等合計額の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
年 度	・	・		

別表十七(二)の二付表二 平三十・四・一以後終了事業年度分

控 除 対 象 受 取 利 子 等 合 計 額 の 計 算					
国内関連者等以外の者から受ける受取利子等	国内関連者等以外の者から受ける受取利子等の額	1	円	支 払 利 子 等 の 額	6
	別表十七(二の二)付表一「18」のうち国内関連者等以外の者から受ける対応債券現先取引等に係る受取利子等の額	2		除外対象特定債券現先取引等に係る支払利子等の額 (別表十七(二の二)付表一「17の計」)	7
	小 計 (1) - (2)	3		支払利子等の額の合計額 (6) - (7)	8
国内関連者等から受ける受取利子等の額の合計額 (19)		4		関連者支払利子等の額の合計額 (別表十七(二の二)付表一「12」)	9
小 計 (3) + (4)		5		控除対象受取利子等合計額 $(5) \times \frac{(9)}{(8)}$	10
国内関連者等から受ける受取利子等の額の合計額の計算					
国内関連者等の名称等	氏 名 又 は 名 称	11			
	居住者・恒久的施設を有する非居住者・内国法人・恒久的施設を有する外国法人の区分	12	居住者・恒久的施設を有する非居住者・内国法人・恒久的施設を有する外国法人	居住者・恒久的施設を有する非居住者・内国法人・恒久的施設を有する外国法人	居住者・恒久的施設を有する非居住者・内国法人・恒久的施設を有する外国法人
国内関連者等から受ける受取利子等の額		13	円	円	円
同上のうち連結完全支配関係がある連結法人から受ける受取利子等の額		14			
別表十七(二の二)付表一「18」のうち国内関連者等から受ける対応債券現先取引等に係る受取利子等の額		15			
小 計 (13) - (14) - (15)		16			
法人の事業年度と同一の期間に国内関連者等が非国内関連者等から受ける受取利子等の額		17			
(16) と (17) のうち少ない金額		18			
合 計 (18) 欄の合計				19	

② 超過利子額の損金算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表十七(三)

平三十・四・一以後終了事業年度分

調整所得金額 (別表十七(二の二)「17」)		1	円	関連者純支払利子等の額 (別表十七(二の二)「3」)		3	円
(1) × 50%		2		(2) > (3) の場合 (2) - (3)		4	
事業年度	超過利子額	調整対象超過利子額に係る当期損金算入額 (対象事業年度の(23))		差引 (5) - (6)	当期損金算入額 (当該事業年度の(7)又は (4) - 当該事業年度前の(8)の合計額)のうち 少ない金額		翌期繰越額 (7) - (8)
	5	6	7	8	9		
・	・	円	円	円	円		
・	・					円	
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
・	・						
計							
当期分 (別表十七(二の二)「25」又は「30」)							
超過利子額の損金算入額 ((6) の計) + ((8) の計)						10	円
調整対象超過利子額に係る当期損金算入額の計算							
対象事業年度			11	・			
対象事業年度に係る超過利子額 (対象事業年度の別表十七(二の二)「25」)			12	円	対象事業年度に係る関連者支払利子等の額の合計額 (対象事業年度の別表十七(二の二)「1」)		13
特定子法人の名称			14				
本店又は主たる 事務所の所在	国名又は地域名		15				
	所在地		16				
特定子法人事業年度			17	・	・	・	・
(17)の期間のうち法人の対象事業年度終了の日後の期間を除いた期間			18	・	・	・	・
(13)のうち特定子法人に対して (18)の期間に支払われたもの			19	円	円	円	
調整対象超過利子額 (12) × $\frac{(19)}{(13)}$			20				
特定子法人事業年度に係る課税対象金額等 (別表十七(三)「35」、別表十七(三の二)「22」、別表十七(三の八)「28」、別表十七(三の九)「9」又は別表十七(三の十)「11」)			21				
(20) と (21) のうち少ない金額			22				
合 計 ((22) 欄の合計)						23	

国外関連者に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・ ・	法人名	()
----------------------	-------------	-----	-----

別表十七(四)

平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

御注意

21 「名称」には、「名称」には、国外関連者の名称を、通称や略称ではなく正式名称により記載します（会社等の組織区分については、略称で構いません。）。「資本金の額又は出資金の額」及び「営業収益又は売上高」から「利益剰余金」までの各欄には、これらの欄に記載した金額に係る通貨の単位を併せて表示してください。

国外 関係 者 の 名 称 等	名 称				
	本店又は主たる事務所の所在	国 名 又 は 地 域 名			
		所 在 地			
	主 たる 事 業				
	従 業 員 の 数				
	資 本 金 の 額 又 は 出 資 金 の 額				
	特 殊 の 関 係 の 区 分		第 該 当	第 該 当	第 該 当
	株式等の保有割合	保 有	(内 %) %	(内 %) %	(内 %) %
		被 保 有	(内 %) %	(内 %) %	(内 %) %
		同一の者による 国外関連者の 株式等の保有	(内 %) %	(内 %) %	(内 %) %
直近事業年度の 営業収益等	事業年度	平 平	平 平	平 平	
		営 業 収 益 又 は 売 上 高	(百万円)	(百万円)	(百万円)
	営 業 費 用	原 価	(百万円)	(百万円)	(百万円)
		販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	(百万円)	(百万円)	(百万円)
	営 業 利 益		(百万円)	(百万円)	(百万円)
	税 引 前 当 期 利 益		(百万円)	(百万円)	(百万円)
	利 益 剰 余 金		(百万円)	(百万円)	(百万円)
国外 関係 者 と の 取 引 状 況 等	棚卸資産の売買の対価	受 取	百万円	百万円	百万円
		支 払			
		算定方法			
	役務提供の対価	受 取	百万円	百万円	百万円
		支 払			
		算定方法			
	有形固定資産の使用料	受 取	百万円	百万円	百万円
		支 払			
		算定方法			
	無形固定資産の使用料	受 取	百万円	百万円	百万円
		支 払			
		算定方法			
	貸付金の利息 又は借入金の利息	受 取	百万円	百万円	百万円
		支 払			
		算定方法			
		受 取	百万円	百万円	百万円
		支 払			
		算定方法			
	受 取	百万円	百万円	百万円	
	支 払				
	算定方法				
事前確認の有無			有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

エネルギー環境負荷低減推進設備等の特別償却の
償却限度額の計算に関する付表（旧措法42の5①、
68の10①）

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
エネルギー環境負荷低減 推進設備等の区分	1	平()旧42条の5第1項 平()旧68条の10第1項 ()号	平()旧42条の5第1項 平()旧68条の10第1項 ()号
事業の種類	2		
(機械・装置の耐用年数表の番号) エネルギー環境負荷低減 推進設備等の種類等	3	()	()
エネルギー環境負荷低減 推進設備等の名称	4		
設置した工場、事業所等の名称	5		
取得等年月日	6	平・	平・
事業の用に供した年月日	7	平・	平・
購入先	8		
取得価額	9	円	円
特別償却率	10	$\frac{30}{100}$	$\frac{30}{100}$
特別償却限度額 (9)×(10)	11	円	円
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金
適用要件等	補助金等の受領の有無	13	有・無
	電気事業法の発電事業者に 該当するかの区分 (電気事業者の区分) 〔電気工作物の〕 出力の合計kw	14	該当・非該当 () () kw
	(指定告示名、告示番号) (別表番号、該当番号)	15	() ()
	〔一号該当〕	16	kw

特別償却の付表（一） 平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

中小企業者等又は中小連結法人が取得した機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（措法42の6①、68の11①）

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
--------------	---	---	-----	-----

特別償却の付表（三）

平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定機械装置等の区分	1	42条の6第1項 68条の11第1項 ()号	42条の6第1項 68条の11第1項 ()号	42条の6第1項 68条の11第1項 ()号
事業の種類	2			
(機械・装置の耐用年数表の番号) 対象資産の種類等	3	()	()	()
対象資産の名称	4			
設置した工場、事業所等の名称	5			
取得等年月日	6	・	・	・
事業の用に供した年月日	7	・	・	・
購入先	8			
取得価額	9	円	円	円
基準取得価額割合	10	$\frac{75 \text{ 又は } 100}{100}$	$\frac{75 \text{ 又は } 100}{100}$	$\frac{75 \text{ 又は } 100}{100}$
基準取得価額 (9) × (10)	11	円	円	円
特別償却率	12	$\frac{30}{100}$	$\frac{30}{100}$	$\frac{30}{100}$
特別償却限度額 (11) × (12)	13	円	円	円
償却・準備金方式の区分	14	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適用要件等	15	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格15408に基づく評価及び認証の有無	16	円	円	円
当期における特定の工具又は特定のソフトウェアの取得価額の合計額	17			
その他参考となる事項	17			

中小企業者又は中小連結法人の判定

発行済株式又は出資の総数又は総額	18		大株	順位	大規模法人名	株式数又は出資金の額
常時使用する従業員の数	19	人	規模	1		24
大数規等模の法人保有株式割合	20		法数			25
第1順位の株式数又は出資金の額 (24)	21	%	人の保			26
保有割合 $\frac{(20)}{(18)}$	22		有			27
大規模法人合計の株式数又は出資金の額 (28)	23	%	明			28
保有割合 $\frac{(22)}{(18)}$			する細	計	(24) + (25) + (26) + (27)	

特定中小企業者等又は特定中小連結法人が取得した経営改善設備の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（措法42の12の3①、68の15の4①）

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
--------------	---	---	-----	-----

特別償却の付表（八）

平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

事業の種類	1			
経営改善設備の種類	2	器具備品・建物附属設備	器具備品・建物附属設備	器具備品・建物附属設備
経営改善設備の名称	3			
設置した工場、事業所等の名称	4			
取得等年月日	5	・	・	・
指定事業の用に供した年月日	6	・	・	・
購入先	7			
取得価額	8	円	円	円
特別償却率	9	$\frac{30}{100}$	$\frac{30}{100}$	$\frac{30}{100}$
特別償却限度額 (8) × (9)	10	円	円	円
償却・準備金方式の区分	11	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適用要件等	12	経営の改善に関する指導及び助言を受けた認定経営革新等支援機関等の名称		
	13	認定経営革新等支援機関等から経営の改善に関する指導及び助言を受けた年月日	・	・
	14	その他参考となる事項		

中小企業者又は中小連結法人の判定

発行済株式又は出資の総数又は総額	15		大規模法人等の保有する細	順位	大規模法人名		株式数又は出資金の額
常時使用する従業員の数	16	人		1		21	
大規模法人の保有割合	17	第1順位の株式数又は出資金の額 (21)				22	
	18	保有割合 $\frac{(17)}{(15)}$				23	
	19	大規模法人合計の株式数又は出資金の額 (25)				24	
	20	保有割合 $\frac{(19)}{(15)}$			計 (21) + (22) + (23) + (24)	25	